

周防大島町告示第152号

令和7年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年11月21日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和7年11月28日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

占部 智子君	浅原 賢潤君
山根 耕治君	栄本 忠嗣君
岡崎 裕一君	山中 正樹君
白鳥 法子君	田中 豊文君
新田 健介君	吉村 忍君
久保 雅己君	小田 貞利君
尾元 武君	荒川 政義君

○12月12日に応招した議員

○12月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和7年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和7年11月28日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和7年11月28日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第6 同意第1号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 同意第2号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 同意第3号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 同意第4号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第1号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第2号 令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第3号 令和7年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第4号 令和7年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第5号 令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第6号 令和7年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第7号 周防大島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第8号 周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第9号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例及び周防大島町船舶職員職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第10号 督促手数料の廃止に関する関係条例の整備に関する条例の制定について

て

- 日程第20 議案第11号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第14号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第15号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第16号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第6 同意第1号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 同意第2号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 同意第3号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 同意第4号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第1号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第2号 令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第3号 令和7年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第4号 令和7年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第5号 令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第15 議案第6号 令和7年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第7号 周防大島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第8号 周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第9号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例及び周防大島町船舶職員職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第10号 督促手数料の廃止に関する関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第11号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第14号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第15号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第16号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について

出席議員（14名）

1番	占部	智子君	2番	浅原	賢潤君
3番	山根	耕治君	4番	栄本	忠嗣君
5番	岡崎	裕一君	6番	山中	正樹君
7番	白鳥	法子君	8番	田中	豊文君
9番	新田	健介君	10番	吉村	忍君
11番	久保	雅己君	12番	小田	貞利君
13番	尾元	武君	14番	荒川	政義君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 岡原 伸二君 議事課長 林 祐子君
書 記 末武 良浩君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 淨孝君	教育長	……………	星野 朋啓君
病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	木谷 学君
産業建設環境部長	……………	松村 浩君	下水道部長	……………	藤本 倫夫君
統括総合支所長	……………	辻田 建一君	会計管理者	……………	宮崎由紀子君
教育次長	……………	中原 藤雄君	病院事業局総務部長	…	木村 稔典君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	今尾 勝則君
税務課長	……………	山根 一夫君	健康増進課長	……………	大久保晴美君
福祉課長	……………	濱中 靖夫君	介護保険課長	……………	松田 知亮君
社会教育課長	……………	小泉 周三君			

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和7年第4回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、山根耕治議員、4番、栄本忠嗣議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る11月21日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から12月16日までの19日間とし

たいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から12月16日までの19日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。（発言する者あり）
暫時休憩します。

午前9時34分休憩

.....
午前9時35分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本年9月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（9月・10月実施分）と定期監査（9月・10月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、表彰に関しまして、わたくしごとですが、荒川政義が町議会議員として35年以上の長きにわたり、地方自治の振興発展に貢献のあった者として、去る令和7年10月20日、総務大臣から感謝状を授与されました。今後ますますの精進を重ね、地方自治の発展に努力してまいりたいと心新たにしているところでございます。

次に、陳情・要望等につきましては、受理したものはございませんでした。

次に、要望活動について御報告をいたします。

岩国基地における空母艦載機の着陸訓練（FCLP）について、国に対し訓練を実施しないよう、山口県と関係自治体による要請活動が行われ、私も藤本町長とともに要請者の一員として強く求めてまいりました。

まず、令和7年9月15日に、山口県議会と基地周辺市町の議員による岩国基地問題議員連盟連絡協議会が防衛省を訪問し、訪問当時の小林一大防衛大臣政務官に対し、要請書を提出いたしました。

また、令和7年9月26日には、平屋隆之山口県副知事をはじめとし、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町の首長、議会議長が防衛省及び外務省を訪問し、訪問当時の中谷元防衛大臣、藤井比早之外務副大臣に対し要請活動を行うとともに、私からも、本町議会の岩国基地における空母艦載機の着陸訓練に関する意見書を手渡し、強く要請を行ってまいりました。

次に、令和7年11月13日には、岩国基地関連の特別要望として、村岡嗣政山口県知事、柳居俊学山口県議会議長をはじめ、岩国市、周防大島町、和木町、大竹市の首長、岩国基地問題議員連盟連絡協議会、経済団体が防衛省及び外務省を訪問し、小泉進次郎防衛大臣、英利アルフィア外務大臣政務官に対し、今後、岩国基地において空母艦載機の着陸訓練を二度と実施しないよう強く要請するとともに、再編関連特別地域整備事業いわゆる県交付金について、令和10年度以降も継続いただくよう要望をしてまいりました。

また、山口県関係国会議員とも面会をいたしまして、特別要望の内容説明を行ってまいりました。

続きまして、系統議長会関係について御報告をいたします。

まず、柳井広域の関係では、令和7年9月29日に柳井地区広域消防組合議会第2回臨時会が招集され、岡崎議員並びに久保議員が出席されました。

令和7年10月6日に開催された柳井地域広域水道企業団管内視察には、山根議員並びに吉村議員が参加され、弥栄ダムから日積浄水場までの導水ルートの各施設等を視察されました。

次に、令和7年10月6日に柳井地区広域市町議会議長会臨時総会が開催され、令和7年度決算見込み並びに令和8年度事業計画等が審議され、全ての議案は全会一致で可決されました。

次に、山口県の関係では、令和7年9月30日に開催された山口県町議会議長会第1回臨時会並びに山口県離島振興市町議会議長会第2回臨時会において、任期満了に伴う役員改選がございました。

山口県町議会議長会の役員は全役員が再任となりました。

山口県離島振興市町議会議長会においては、わたくし荒川が会長を務めることになりましたので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

令和7年11月7日の山口県町議会議長会11月定例会では、令和8年度の事業計画等を審議し、全ての議案は全会一致で可決されました。

次に、全国の関係について御報告を申し上げます。

令和7年10月29日に全国町村議員会館において、全国離島振興市町村議会議長会理事会が開催され、わたくし荒川が理事として出席をいたしました。

理事会では、第43回離島振興市町村議会議長全国大会提出案件等が審議され、全ての議案は全会一致で可決されました。

その後に開催された全国離島振興市町村議会議長会令和7年度臨時総会において、会長の選任が審議され、わたくし荒川が、全国離島振興市町村議会議長会会長に就任することが全会一致で決定をいたしました。

歴史と伝統ある全国会長の大役を仰せつかり、その職責の重さを痛感し、身の引き締まる思い

であります。

翌令和7年10月30日には、東京国際フォーラムで第43回離島振興市町村議会議長全国大会が開催され、主催団体を代表して、わたくし荒川が、全国離島振興市町村議会議長会会長挨拶を行いました。

大会では、離島の振興、離島市町村財政の強化、交通対策の強化など12項目の決議を採択いたしました。

大会終了後、会長のわたくしと、金田淳一副会長（新潟県佐渡市議会議長）、松井和行副会長（福岡県新宮町議会議長）とともに、国土交通省、内閣府、各政党並びに関係国会議員を訪問し、離島振興に関する要請活動を行ってまいりました。

令和7年11月12日には、NHKホールにおいて、第69回町村議会議長全国大会が開催されました。

大会では、議会への多様な人材参画並びに議会の機能強化、地方創生の切れ目ない推進、町村財政の強化、デジタル社会の実現に向けた施策の推進のほか、農業・林業・水産業・商工業等の強化や地域保健医療の向上など、28項目の決議を採択いたしました。

以上が全国の関係であります。

次に、行政視察ほか議員派遣の関係でございます。

岩国基地関連対策特別委員会では、令和7年10月9日に石川県加賀市を行政視察し、小松基地周辺自治体としての取り組みや、国からの交付金を活用した事業等について意見交換を行いました。

町人会の関係につきましては、関西橋町人会が令和8年3月1日に、東京周防大島会が令和8年3月8日に開催される情報が入っております。

本件につきましては、今定例会の最終日、議員派遣としてお諮りする予定でございますので、よろしく願いをいたします。

最後になりますが、令和8年2月12日、山口市におきまして、山口県町議会議長会主催の議員研修会が予定されております。後日、事務局から御案内させていただきますので、議員各位の御参加をよろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明に入ります。

町長から行政報告並びに提案理由の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） おはようございます。本日は、令和7年第4回周防大島町議会定例会を

招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわりませず御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、行政報告を4件申し上げます。

1件目は、米軍岩国基地関連について御報告いたします。

去る令和7年9月17日から令和7年9月25日にかけて、岩国基地において実施された空母艦載機着陸訓練（FCLP）に関してでございます。

今般のFCLPにつきましては、令和7年9月12日に中国四国防衛局より、令和7年9月17日から令和7年9月26日の予定で岩国基地において実施される旨の説明を受けました。

この説明を受け、令和7年9月16日に山口県基地関係県市町連絡協議会として国及び米側に対し、FCLPを岩国基地で実施しないよう要請を行いました。この要請行動のうち、外務省及び防衛省への要請には、わたくしも同行し、それぞれの大臣に直接地元の思いをお伝えしました。

岩国基地でのFCLPは、令和7年9月17日に始まり予定より1日早い令和7年9月25日に終了しましたが、時間外の訓練や祝日の訓練など説明と異なることも行われ、住民生活に多大な影響を及ぼしたことから、令和7年9月26日に再度、山口県基地関係県市町連絡協議会として国に対して要請を行いました。この要請行動には、わたくしと荒川議長も同行し、防衛大臣と外務副大臣に地元の実態や思いをお伝えしました。

また、去る令和7年11月13日には、山口県による国の予算編成及び政策決定等に関する政府要望が村岡県知事と柳居県議会議長により行われ、これにあわせ岩国基地関連の特別要請として、基地周辺市町の首長、議会議長、商工会長が同行——本町からはわたくしと荒川議長、川本商工会長が御一緒しました。そして、外務省及び防衛省を訪問し、岩国基地でFCLPが二度と実施されないよう強く要請いたしました。

以上のとおり、米軍岩国基地に関する状況等について御報告申し上げますが、今後も継続して本会議へ報告するとともに、県及び関係市町と連携して、町民の安心・安全の確保に努めてまいります。

2件目は、ハワイ州カウアイ郡への渡航について御報告いたします。

令和7年10月9日から令和7年10月14日にかけて、ハワイ州カウアイ郡を訪問しましたので、その内容について御報告いたします。

このたびは、カウアイ郡で日本文化の紹介・継承を目的として開催されているカウアイ日本文化祭の40周年をお祝いし、現地の日系人との交流を深めるために参加いたしました。

会場ではフラダンスや演歌の披露のほか、書道や生け花のブースが設けられており、大変にぎわっておりました。その中で、福島県いわき市や、7月に姉妹都市の仲間入りをした岡山県美作市とともにまちの紹介ブースを設置し、交流自治体のPR活動を行いました。祭りの最後は参加

者が大きな輪となり、大島音頭をはじめとした盆ダンスにて祭りを締めくくりましたが、移民として渡った子孫達が遠い日本を思い、40年もの長きにわたりこのお祭りを開催されてきたことに深く感謝し、会場を後にいたしました。

また、文化祭への参加のほか、令和7年7月に来町されましたカウアイ郡のカワカミ郡長や町と包括協定を結んでおりますカウアイコミュニティカレッジの副学長を表敬訪問し、今後のさらなる連携について確認をいたしました。

このたびの交流は、両島の絆が益々深まっていくことを確信する大変有意義な時間であったと感じております。今後におきましても、先人が積み重ねてきた交流の歴史を大切にし、末永く交流を推進してまいりますので、議員各位におかれましても、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

3件目は、外国人による笠佐島の土地取得にかかる案件について御報告いたします。

令和7年10月16日、郷土と国土を守る会の方々が周防大島町役場大島庁舎に来庁し、周防大島町民を含む5,648名の署名を添え陳情を受けました。

陳情の内容は、現在の法律では外国人が無条件で土地購入が可能だが、安全保障にかかるような場合は、用地買収を規制できる法律の整備について、国に対し早急に働きかけをするよう要望されたものでございます。

町といたしましては、さきの令和7年第3回定例会でも申し上げましたとおり、外国人の土地所有に制限を設けることについては、既に国において検討されており、法令等で規定されるべきことと認識をしておりますので、適切な機会を捉え、町村会などを通じて県や国へ要望等を行ってまいりたいと考えております。

最後に、特定空家緊急安全措置費用にかかる訴えの取下げについて御報告をいたします。

令和7年第3回定例会において御議決をいただきました、特定空家の緊急安全措置に要した建物の一部除却工事費用の支払いを求める訴えについては、令和7年10月17日に訴訟の提起をいたしました。

その後、相続人4名のうち1名から緊急安全措置費用の全額を支払う旨の意向が示され、令和7年11月14日に支払いの確認ができました。このことにより、当該費用の請求権が消滅しましたので、令和7年11月18日に本件訴訟を取り下げたことを報告いたします。

以上、行政報告を4件させていただきました。

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、報告に関するもの1件、同意に関するもの4件、補正予算に関するもの6件、条例の制定に関するもの1件、条例の一部改正に関するもの5件、指定管理者の指定に関するもの4件の合計21件であります。

報告第1号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）の周防大島町防災行政無線（同報系）第2期再整備工事については、屋外拡声子局を更新するにあたり、設置場所や工法等の変更による工事請負代金を増額する変更契約について、地方自治法の規定に基づく専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

同意第1号から同意第4号までは、任期満了に伴う周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）であります。

既定の予算に2億438万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を162億2,510万1,000円とするものであります。

議案第2号令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算に380万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を26億8,207万3,000円とするものであります。

議案第3号令和7年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算に27万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を5億596万円とするものであります。

議案第4号令和7年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

保険事業勘定の既定の予算を72万9,000円減額し、補正後の予算の総額を34億9,890万5,000円とするものであります。

議案第5号令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算に1,558万円を追加し、補正後の予算の総額を1億7,057万2,000円とするものであります。

議案第6号令和7年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

収益的収支の既定の収入額に1,084万2,000円を追加し、13億3,560万7,000円とするとともに、既定の支出額に392万6,000円を追加し、11億1,863万5,000円とするものなどであります。

議案第7号周防大島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、来年度から実施される乳児等通園支援事業の適正な実施のために、必要な設備運営基準を定める条例を制定しようとするものでございます。

議案第8号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、国会議員の選挙について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準が改正されたため、町が執行する選挙に関する条例を国に準拠して改正しようとするものでございます。

議案第9号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例及び周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正については、山口県人事委員会より令和7年の給与に関して勧告があったことに伴い、関連する給与関係条例を一括して改正しようとするものでございます。

議案第10号督促手数料の廃止に関する関係条例の整備に関する条例の制定については、町税等を納期限までに納付しない方へ、期限を指定し督促状を発送した際の手数料を廃止しようとするもので、周防大島町税条例のほか6つの関係条例を一括して一部改正しようとするものでございます。

議案第11号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童福祉法及び国が定める家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が改正されたため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第12号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童福祉法及び国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第13号から議案第16号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第13号は周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館、議案第14号は周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等、議案第15号は竜崎温泉潮風の湯、議案第16号は周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村、それぞれの施設にかかる指定管理者の指定についてお諮りするものでございます。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）執行部の報告を求めます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 報告第1号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）補足説明をいたします。

周防大島町防災行政無線（同報系）第2期再整備工事につきましては、令和6年6月7日にパナソニックコネク株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社と随意契約を締結し、令和8年3月20日を完成期日として工事を施工しております。

本工事では、老朽化した屋外拡声子局を更新するに際し、既設の柱を撤去した後の空洞部分に新たな柱を設置することで基礎を流用する工法としておりました。

この中で、長浜消防機庫及び大島グラウンドにおきましては、基礎の空洞部分にもコンクリートが充填されていたことから、基礎の流用が困難となり、設置場所や工法、使用部材の変更が生じました。

その他、情島の支障木伐採など付帯工事の追加により、請負代金を増額することが必要となりました。

このため、原契約の工事請負代金5億1,150万円に442万2,000円を増額した5億1,592万2,000円とする変更契約につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年10月30日に専決処分をさせていただきましたので、同法同条第2項の規定により御報告いたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第6. 同意第1号

日程第7. 同意第2号

日程第8. 同意第3号

日程第9. 同意第4号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、同意第1号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第9、同意第4号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第1号から第4号までの周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を一括して申し上げます。

現行の同委員会委員4名は、本年12月15日をもって3年の任期が満了となりますので、新たに選任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき提案するものであります。

現委員であります伊藤和也氏、中原貞義氏、中田兼歳氏、吉村昭夫氏の4氏の経歴は関係資料のとおりでございますが、4氏とも温厚誠実な人柄、また、豊富な経験と識見をお持ちの方々であり適任と考え、周防大島町固定資産評価審査委員会委員として再度選任いたしたく、議会の御同意を賜りますようお願いいたします。

なお、任期は、令和7年12月16日から令和10年12月15日までの3年間でございます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第1号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、伊藤和也氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、伊藤和也氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第2号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、中原貞義氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、中原貞義氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第3号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、中田兼歳氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、中田兼歳氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第4号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、吉村昭夫氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、吉村昭夫氏の選任について同意することに決定しました。

日程第10. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に2億438万6,000円を追加し、予算の総額を162億2,510万1,000円とするとともに、第2条において債務負担行為の補正を、第3条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、サービス計画作成費の増加見込みに伴う障害者自立支援給付費負担金の増額補正でございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金、米空母艦載機部隊配備特別交付金は、内示額全額の活用に向けた充当調整及び増額補正といたしまして9,383万6,000円の計上でございます。

2目民生費国庫補助金、介護保険事業補助金は、令和7年度税制改正に伴うシステム改修が必要になったことによる60万8,000円の計上でございます。

3目衛生費国庫補助金は、産後ケア事業費の増加見込みに伴う子ども・子育て支援交付金（健康増進課分）の増額補正となっております。

3項国庫委託金2目民生費国庫委託金、基礎年金等事務委託金は、令和7年度税制改正に伴うシステム改修が必要になったことによる20万2,000円の計上でございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金につきましては、サービス計画作成費の増加見込みに伴う障害者自立支援給付費負担金の増額補正でございます。

10ページをお願いいたします。

2項県補助金1目総務費県補助金は、事業対象者の増加見込みに伴う東京圏等移住支援事業支援金の計上でございます。

2目民生費県補助金は、国保負担軽減対策費助成事業補助金の確定に伴う106万2,000円の追加計上でございます。

3目衛生費県補助金、子ども・子育て支援交付金（健康増進課分）は、産後ケア事業費の増加見込みに伴う増額補正でございます。

4目農林水産業費県補助金、新規就農者確保事業補助金は、新規就農者確保事業（経営開始型）補助金対象者の増加見込みに伴う187万5,000円の計上でございます。

水産多面的機能発揮対策推進交付金につきましては、負担金の確定に伴う県補助金の調整となっております。

3項県委託金につきましては、国勢調査員報酬の単価上昇等に伴う国勢調査委託金97万6,000円の増額補正でございます。

16款財産収入2項財産売払収入1目不動産売却収入は、未利用地の公売に伴い土地売却収入510万6,000円の追加計上でございます。

11ページをお願いいたします。

17款1項寄附金1目一般寄附金は、ふるさと寄附金の増額見込みに伴う400万円の増額補正でございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金を7,666万4,000円を取り崩し、今回の一般会計補正予算にかかる財源調整を行うものでございます。

3目まち・ひと・しごと創生基金繰入金、4目ちびっ子医療費助成事業基金繰入金、7目ふるさと応援基金繰入金につきましては、それぞれ事業の実績見込み等による財源調整でございます。

20款諸収入4項4目雑入につきましては、柳井地域広域水道派遣職員人件費負担金の増額、実績見込みによる福祉医療費高額払戻の減額、給与改定による職員人件費の増加に伴う保健事業・介護予防一体的実施事業委託料の増額、参加者数が4人以下であったため中止となった語学留学生派遣事業における参加負担金の皆減でございます。

12ページをお願いいたします。

21款1項町債5目過疎対策事業債は、道路新設改良事業及び広域水道企業団事業の事業費増加に伴う計上でございます。

次に、歳出でございます。

今回の補正では、職員人件費におきまして、当初予算編成以降の人事異動、10月新規採用、中途退職、休職等を考慮し、県人事委員会の勧告による給与改定を反映した調整等を行っております。

また、会計年度任用職員の人件費におきましても常勤職員の給与改定に準じた対応を行うため、関係経費の調整等を行っております。

これら人件費にかかる関連科目としての一般会計における補正は、総額2,401万1,000円の増額となっております。

それでは、職員人件費、会計年度任用職員経費のみの事業につきましては説明を省略させていただきまして、人件費関連ではない補正につきまして御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございますが、次の14ページ、行政一般管理経費は、来年度実施を考えております大島大橋開通50周年記念行事に向けた準備経費といたしまして、報償費20万2,000円及び大島大橋に関連する映像編集費といたしまして、委託料107万8,000円の計上でございます。

5目財産管理費の基金管理経費は、米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源とする既存基金への積立金9,534万3,000円の計上となっております。

15ページをお願いいたします。

6目企画費のふるさと応援事業は、ふるさと寄附金の増額見込みに伴い、返礼品等所要経費や基金積立金の追加補正といたしまして、総額594万1,000円の計上でございます。

定住対策事業の東京圏等移住支援事業支援金につきましては、対象者見込みの増加等に伴う160万円の追加補正でございます。

7目支所及び出張所費につきましては、久賀支所管理経費は、宿日直業務委託料の単価改正に伴う増額補正でございます。

大島支所管理経費は、久賀支所管理経費と同様、宿日直業務委託料の単価改正に伴う追加計上のほか、大島庁舎での燃料消費量の増加見込み等による燃料費105万6,000円の計上でございます。

16ページをお願いいたします。

橘支所管理経費は、非常用発電機の修理費といたしまして、修繕費51万円の計上でございます。

17ページをお願いいたします。

2項徴税费1目税務総務費の返還金及び還付金等につきましては、町税の償還額増加見込みに伴い、償還金160万円の追加計上となっております。

18ページをお願いいたします。

5項統計調査費1目統計調査総務費は、国勢調査員報酬の単価上昇への対応、職員手当の実績等に伴う国勢調査委託事業関連経費としての増額補正でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございますが、次の19ページ、中学生医療費助成事業と高校生等医療費助成事業につきましては、それぞれ件数の増加見込み等に伴う追加補正となっております。

たちばなケアプラザ管理経費につきましては、事務所スペース等への雨漏りが悪化していることから、屋上防水の修繕費として187万7,000円の追加補正でございます。

2目障害福祉費の障害者自立支援給付費事業は、サービス利用計画作成費の増加見込みに伴う追加計上でございます。

20ページをお願いいたします。

4目国民年金費、国民年金一般経費は、会計年度任用職員経費の調整のほか、令和7年度税制改正に伴うシステム改修費として、委託料20万3,000円を計上しております。

21ページをお願いいたします。

5目介護保険対策費の介護保険対策事業は、令和7年度税制改正に伴うシステム改修費といたしまして、委託料121万8,000円の計上でございます。

22ページをお願いいたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費、次の 2 3 ページの母子保健事業でございます。産後ケア事業件数の増加見込みに伴う委託料の追加、及び出産・子育て支援交付金等にかかる国・県補助金の前年度精算による償還金 9 7 万 8, 0 0 0 円の計上となっております。

3 目環境衛生総務費の広域水道企業団関係費につきまして、広域水道企業団補助金は、修繕費の大幅な増加、及び次年度から水質基準項目に追加される P F A S 検査を前倒しして実施するための経費、並びに職員人件費の調整・改定に伴いまして 4, 7 1 0 万 3, 0 0 0 円の計上でございます。

広域水道企業団出資金は、下水道整備や県道改良に伴う管路移設改良にかかる過疎債相当分の追加でございます。

2 5 ページをお願いいたします。

5 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費につきまして、次の 2 6 ページ、担い手総合支援事業は、会計年度任用職員経費の調整のほか、経営開始型新規就農者確保事業の対象者増加見込みに伴い、補助金 1 8 7 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。

2 7 ページをお願いいたします。

3 項水産業費 2 目水産業振興費は、山口県水産多面的事業負担金の確定に伴う調整でございます。

3 目漁港管理費の漁港施設整備事業は、三浦東浜地区地盤変動影響調査業務の事業費確定、及び港整備交付金事業の測量設計業務事業費の確定に伴い、入札余剰金等から 3 5 3 万円を工事請負費に組み替え、事業の進捗を図ろうとするものでございます。

なお、米空母艦載機部隊配備特別交付金事業の事業費見込みに伴う財源調整も行っております。

2 9 ページをお願いいたします。

7 款土木費 2 項道路橋りょう費 2 目道路新設改良費につきましては、町道中村流線の道路改良事業において、相続関係により進んでいなかった土地買収が可能になったことに伴い、立木補償費 1 5 万円を計上するものでございます。

なお、土地購入費につきましては、現予算の調整により対応する計画でございます。

3 0 ページをお願いいたします。

8 款 1 項消防費 3 目消防施設費の消防施設整備事業につきましては、小松開作地区消火栓設置工事実施を計画しておりましたが、柳井地域広域水道企業団での実施となったことに伴いまして、科目の振替及び費用の増額を行うものでございます。

3 1 ページをお願いいたします。

9 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費につきまして、廃校利用対策経費は、旧安下庄小学校への不法侵入者による消火器等器物破損の原状回復費用及び消防施設等点検により不良判定を受

けた箇所の修繕費用といたしまして、消耗品9万9,000円、修繕費47万8,000円の計上でございます。

また、来年度実施を予定しておりました旧安下庄中学校トランス交換につきまして、法改正による規格変更等により、単年度内での実施設計及び工事施工が困難な見込みとなったことから、本年度に実施設計に取り組むため、委託料50万6,000円の新規計上となっております。

語学留学生派遣事業は、ハワイ州カウアイ島への語学留学生派遣事業が中止となったことに伴う事業費の皆減でございます。

33ページをお願いいたします。

2項小学校費1目学校管理費の小学校施設管理経費は、安全点検結果による遊具の修繕、消防施設等点検により不良判定を受けた箇所の修繕、浮島小学校の校舎軒裏のコンクリート補修といたしまして、修繕費355万7,000円を計上いたしております。

また、浮島小学校の倒木対応及び枯れ枝が高所から落下する危険性の高い島中小学校のヤシの木の剪定費用といたしまして、校内植木管理の委託料46万4,000円の計上でございます。

2目教育振興費につきましては、米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用した教育備品等購入事業の実績見込みに伴う財源調整を行っております。

3項中学校費1目学校管理費の中学校施設管理経費は、消防施設等点検により不良判定を受けた箇所の修繕費の計上でございます。

2目教育振興費につきましては、米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用した教育備品等購入事業の実績見込みに伴う財源調整を行っております。

35ページをお願いいたします。

4項社会教育費5目社会教育施設費の大島文化センター管理運営経費は、次の36ページ、会計年度任用職員経費の調整のほか、電気料及び水道料の年間消費量の増加見込みにより、光熱水費29万2,000円の追加計上でございます。

東和総合センター管理運営経費は、正面玄関の入口ドアが経年劣化で開閉が困難となっており、ガラス及びフロアヒンジの交換を行うため、修繕費182万1,000円の計上でございます。

37ページをお願いいたします。

5項保健体育費2目体育施設管理費の海洋センター管理運営経費は、会計年度任用職員経費の調整のほか、消防施設等点検により不良判定を受けたB&G海洋センタープール、及びすぱーく大島の自動火災報知機設備の修繕費といたしまして、96万9,000円を計上いたしております。

3目学校給食費の大島学校給食センター管理運営経費は、調理場における移動台キャスターの修繕費といたしまして13万円の計上でございます。

1 2 款諸支出金 1 項 1 目繰出金は、各特別会計の補正予算に対応した繰出金の調整でございます。

以上が、歳入歳出補正予算の概要でございます。

続きまして、4 ページにお戻りいただきたいと思ひます。

債務負担行為の追加でございます。

竜崎温泉潮風の湯指定管理料は、期間は令和8年度から令和10年度まで、限度額を6,234万円とする債務負担行為、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等指定管理料は、期間は令和8年度の1年、限度額を2,412万円とする債務負担行為、周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村指定管理料は、期間は令和8年度の1年、限度額を1,016万円とする債務負担行為、周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館指定管理料は、期間は令和8年度から令和12年度まで、限度額を9,806万5,000円とする債務負担行為となっております。

5 ページをお願いいたします。

地方債の補正となっております、過疎対策事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げ補足説明を終わらせていただきます。

すみません。先ほど私の説明で金額を誤って説明しておりました。37ページの保健体育費、体育施設管理費の海洋センター管理運営経費の修繕費でございますが、96万9,000円と申しましたが、正しくは69万9,000円でございます。訂正いたします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時32分休憩

.....

午前10時48分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 申し訳ございません。先ほどの私の説明でもう1箇所訂正がございます。

31ページの教育費の廃校利用対策経費の中の修繕費等々の関係経費のところ、私、安下庄小学校と言ってしまいましたが、正確には旧安下庄中学校でございます。訂正いたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第1号、質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 今、訂正がありました旧安下庄中学校についてですけれども、先ほど不法侵入という御説明でございましたけれども、この不法侵入というのは何か事件があったということですか。まず、その御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） ただいまの旧安下庄中学校への不法侵入の件でございますが、これにつきましては、令和7年10月20日に旧安下庄中学校に何者かが侵入をして校舎内の消火器を噴出され、校内一帯が消火薬剤で覆われている状況であると周防大島高校から連絡がございました。それで、周防大島高校から警察へ通報し、被害届を出しているところでございます。

噴出された消火器につきましては、11本分となっております。それから、1階の技術室の窓ガラスが2枚ほど割られておまして、ここから侵入をしたのではないかと考えられます。被害状況としましては、3階理科準備室から屋上へ上がる点検口がございまして、その点検口が破壊されておりました。

この消火器の購入費、それから修繕にかかる費用をこの廃校利用対策経費の中の消耗品費、修繕費に計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 不法侵入があり、ガラスを割られて侵入され、中で消火器11本をまき散らされた事件と聞き取れました。

これ被害を受けた町が修繕をしなければならない、現時点ではそういうことだと思っておりますけれども、恐らく刑事事件か何かで、犯人が捕まっていないということだろうと思っておりますが、現時点では町が修繕をして、仮に、犯人逮捕に至った後の話ですが、そちらに損害賠償という格好になるということよろしいのか。

それから、私の記憶では、たしか2、3年前にも旧安下庄中学校のガラスが割られて侵入された事件があったと記憶をしているのですけれども、そちらの件は解決しているのかいないのか、あわせて教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 修繕費についてでございますが、理科準備室から屋上へ上がる点検口が破壊されているところを町で修理するのかということでございますが、一応建物共済の保険の適用になりますので、これは町で修理を行い、保険が入りましたら町の雑入に入れていくという形になろうかと思っております。

この事件につきましても現在、警察で捜査中ではございますが、吉村議員が言われたように、

3年ぐらい前にも不法侵入がありました。この件につきましても、まだ警察で捜査をしていただいているという現状でございます。まだその事件についての原因とか、犯人の特定までには至っていないという状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 今の話でいくと、点検口周りの修繕は行うということで、消火器をまき散らされた清掃関係はどのようになっているのかという点と、廃校について今思い出したのですけれども、たしか旧城山小学校と、旧屋代小学校でもあったのではないかと記憶をしておりますけれども、その辺の管理といいますか、防犯対策といいますか、そういったことはどのように考えているのかを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 消火器をまき散らされた教室等の清掃についてでございますが、これにつきましては、一応山口県で対応していただくということでお願いをしております。

それから、過去に旧城山小学校、旧屋代小学校でもそういった、ガラスを割られて侵入されたという事件がございました。これについては、警察へパトロール等していただくようお願いをしているところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 補正予算書の14ページ、大島大橋開通50周年記念事業映像制作業務ということで、107万8,000円計上されておられます。この件についてもう少し詳しく教えていただければと思います。

まず、この映像が何分ぐらいのものなのかということが1つと、それから公開の方法、どういった形で公開されるのか。例えばどこかの会場で流すのか、それともDVDなどにして配布されるのか。

それからもう1点、今回107万8,000円計上されておられますけれども、これ以上の経費が出る予定があるのかどうなのか。以上3点について教えてください。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 行政一般管理経費の中の大島大橋開通50周年記念事業映像制作業務にかかる経費でございますが、まず、映像につきまして、今考えているのは15分程度のものをつくろうとしています。この時間は少し前後するかもしれませんが、建設時からの映像を保有しているところへお願いをして、ナレーション等々を入れてもらったものをつくろうとしております。

このつくったものについては、一応今、あくまでも事務局の考えですが、来年架橋の日に式典等々を考えているのですが、そのときに流すなり、保有の関係の権利等々の関係がございまして、

配布できることがあればそういうこともできないかと考えておりますが、基本的には式典等で流すことを考えております。

それから、今後の予算については、来年度の当初予算に、式典等にかかる経費を予算要求しようとしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 15分程度のものであって、式典で流されることを想定しているということで、来年度さらに予算計上をされるということで、その中にこの映像費用の部分が入るのかどうかは、多分、今のところでは考えておられないところと受け止めました。

15分程度ということで、そこに100万円以上のお金をかけることに、町民の方の理解が得られるかどうかというところがあるかと思えます。

先ほど木谷総務部長からもありました権利の関係、肖像権の関係、そのほか著作権等々いろいろな権利が生じてくると思えます。15分程度と言いつつ、100万円以上かけて制作する以上、私としては、これはネットの動画サイト等での公開も見据えて、周防大島町に関心のある日本のみならず全世界の方が視聴できるような、そういう環境をつくっていただく。

そういうことであれば、100万円以上かけてしっかりしたものをつくるという理解も得られるのではないかと思います。そこはぜひ動画の制作会社とも協議していただいて、権利関係ですかそういったところをクリアにさせていただいて、ネットの動画サイトなどでの公表ができるような、そういうものをつくっていただきたいと思っております。

以上は要望になりますけれども、ぜひそのようにお願いしたいと思っております。私からは以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 23ページの広域水道企業団の補助金と出資金、この修繕費とかPFASという御説明がありましたけれど、まず、その出資金をなぜ今回補正するのかという点と、PFASはもう調査をしているという話ではあったのですが、箇所を増やすとかそういうことになるのか、詳しく御説明をいただきたいと思えます。

それと、先ほど同僚議員から質問がありましたけれど、31ページの廃校利用対策経費、知らないのは私だけかと思ったのですが、そうでもなさそうなので、こういうことを補正予算の審議で説明するような話ではないと思えます。今までも何件かあったと、今回のこれは犯罪行為です。

こういうことが起きたということ、補正予算のこの場で質問があったから説明するというのではなくて、あらかじめ情報提供なり、議会に対しても説明をする必要がある——公共財産ですから説明しなければいけないと思うのですが、まあ、状況は大体分かりました。

県が負担するとか町が保険でやるという御説明がありましたけれど、お聞きしたいのは、県へ無償貸付けしていますので、その辺の負担——責任分担というのか、そこらは協定でどのように規定されているのかされていないのかの御説明と、やはり今までも何回もあったというのなら、やはりもっと本腰を入れて再発防止策を講じなければいけないと思います。

今後、警備とか防犯カメラとか、そのような対策を取るのか取らないのか。やはりこれ、全然知られていないことだと思いますので、報道発表するなりして、こういう事件が起きたということも、議会へもちろんですが、町民に対しても情報提供しなければいけないことだと思いますけれど、その辺についての御認識をどのように考えられておられるのかを聞きたいと思いますので御答弁よろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま田中議員から御質問のありました、水道の補助金の関係の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、PFASの検査をまた今回さらにというところでの御質問だったかと思います。この点につきましては、これまでのPFASの検査が取水側の検査であったのが、来年度から出口側の——末端の検査が義務化されることに伴いまして、その検査をする箇所等々が今の現状のままですとかなりの箇所になってくるのですが、今年度中に一旦その検査をやって、全ての箇所で基準値を下回った場合には、来年度以降、検査箇所等々が少し削減される可能性があるということもありましたので、今年度、一旦全ての箇所で検査をしたいという広域水道企業団からの申出がありましたので、その検査費用を今回追加計上させていただいたところでございます。

それから、出資金に関しましては、今年度、修繕等々新たに発生した工事等を行うにあたりまして、財源として、水道事業債は広域水道企業団で起債を行いますけれども、過疎債、こちらは出資団体である地元の市町でしか起債できませんので、この起債部分、過疎債の起債部分を町で起債し、それを広域水道企業団に出資金として出すというところで、追加工事の関係で起債を行うために計上したものでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） あらかじめ議会、町民への説明が必要ではないかという御意見でございますが、次回から議会に説明をさせていただくようにしたいと考えております。

それから、町民に対してでございますが、これは事件性のあるものでございますし、警察の捜査も行われている状況でございますので、できれば議会への報告ということにさせていただければと考えております。

それから、責任分担についてでございますが、小規模な修繕につきましては、お貸ししている

旧安下庄中学校であれば、県が修繕費の負担とさせていただいており、大規模な修繕につきましては、町で相談をしながら修繕を考えていきたいと考えているところでございます。

このたびの点検口の修繕につきましては、保険の適用にもなるということで、これは町で行うことにしておりますが、消火薬剤がばらまかれた教室等の清掃につきましては、保険の適用外でもありますし、これは県へお願いをして負担していただくということでお話をさせていただいております。

それから、防止策につきましては、警察とも情報交換を行いながら、今後の防止対策についてもお願いをしながら、パトロールのお願い等もしながら進めてまいりたいと思っておりますし、教育委員会におきましても、この施設等を定期的にパトロールをしていくようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） PFASについての関連質問で申し訳ないのですが、今数値が公表されていないのは、末端の検査が義務化されることもあって、数値は公表できないものなのか、それとも検出されなかったのか、または、基準値が50ナノグラムでしたか、それ以下だから表示しなくていいものなのかどうか。

規制がないのであれば数値を公表するか、もしくは全く検出されないのなら全く検出されなかったということを公表してほしいということは、前々から広域水道企業団にも申し上げてはおりますが、町としてもやはり町民の水の問題ですから、きちんとその辺は町で公表するなり、広域水道企業団に公表してもらうなり、その辺の努力をしていただきたいと思いますけれど、その辺についてどのようなお考えなのか。先ほど言ったように何か規制があって、公表基準があって、それはできないということなのかどうか、その辺を教えてください。

廃校校舎の関係ですけれど、議会への報告はするということでしたけれど、報告がされていないから申し上げているので、報告をするということであれば、町民への報告の前に議会へ報告しますということだった。では、それはいつやるのですか。現時点でやられていないので、報告するのなら、いつやられるのですか。

来年という話ではないでしょうかから、今までに、補正予算を上げるまでに、本当はやってほしかったのですけれど、報告されるということであればいつやられるのかを教えてください。

再発防止策、要するに警察と教育委員会もパトロールするというお話もありましたけれど、それは現実的でないと思う。

恐らくですけれど入るのは夜間とか、そういう時間帯になると思いますので、そういうパトロールで実効性があるとは思えないので、その辺をもっと具体的に、今から検討されるのでもい

いですが、検討していくのかいかないのか。

現状で、校舎はどうなっても知らないという姿勢なのか。きちんと管理をしていかなければいけないという姿勢なのか。きちんと管理をしていかなければいけないのなら、そこはきちんと防犯対策、再発防止策、これだけ事件が起きているのなら、本気で本腰を入れて取り組む必要があるのではないかと思いますけれど、そういった今の質問を踏まえてもう1回御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） P F A Sに関するところの御質問にお答えさせていただきます。

今後、P F A Sの検査数値につきましては、数値で公表していくということで広域水道企業団と話をしておりますので、今後はそのようにさせていただきたいと思っております。

公表につきましては、広域水道企業団のホームページ等々での公表になろうかと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 議会への報告でございますけれども、今回この場で、報告をさせていただくという形になりました。

それで、こういう事件的なものが起きた場合につきまして、次回から報告をさせていただければと考えております。

それから、再発防止策についてでございますが、令和8年度の当初予算で、今ある学校の小学校8校、中学校2校へ防犯カメラを設置するための設計業務を計上、予算要求をさせていただこうと考えているところでございますが、閉校している校舎についても、あわせて検討をさせていただきたいと思っております。

ただ、無償貸付けを行っている廃校校舎につきましては、基本的にはその借手の管理ということになります。貸付けをしていない校舎については、教育委員会で防犯カメラの設置について検討をしていきたいと思っておりますが、無償貸付けを行っている校舎については、その借手と協議をして、どうするかというのを今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） P F A Sについて、しつこくて申し訳ないのですが、広域水道企業団のP F A Sの水質検査の公表ページというのは、PDFで検査一覧をずっと検査項目を並べたものが表示されているので、そのP F A Sの項目を探すのも見えにくいし、大変です。今、P F A Sというのはすごい全国的な関心事なので、そこをもう少し一目瞭然で分かるように出させていただきたいというのが趣旨なので、その辺も含めて広域水道企業団と調整していただきたい

と思います。要望です。

廃校校舎のことですけれど、私が言っているのは、予算審議で聞かれたから答えるというのは報告ではないです。報告というのは、自主的にこうこうこういうことがありましたということ報告、この場で——場所はいろいろあるでしょうけれど、記者会見をするなり、議会で報告するなり、全員協議会で報告するなり、そういった主体的な報告というのを報告と言うので、仮に今日質問がなかったら何にも触れられていない話で、そこをどう考えるのか。

次回からということでしょうけれど、次回からではなくて、今回の分をきちんと書面にして、こうこうこういうことがありましたということ今聞いても、この3回の質疑の中で詳しいことまでは分かりません。そこをきちんと、これが初めてのレアケースではないのであれば余計に、これまでも何回もあった。今回こういうひどい事件が起きた。そういうことを再発防止策も含めて報告するべきではないですかということ申し上げたのです。

それは必要ないですと言うのなら、そういう御答弁でも結構ですけれど、何か私の言っている意味が理解されていないようなので、もう1回御答弁をお願いしたい。

基本的に無償貸付けの施設は、借主側の管理だという御答弁もありましたけれど、そうであれば先ほど言ったように、協定の中で、それは、借主にきちんとやらせてください。説明も含めて——どこまでその協定で取り決めがあるのか分かりませんが、取り決めがないのならそこをきちんと、今言われたように借主の責任で管理するという部分はどこまでになるのかということきちんと協定の中で、具体的に明示するべきだろうと思いますので、その辺も含めた再発防止策をどうするのか。

何か御答弁を聞いていると、緊迫感に欠けるという思いもしたので、その辺をもう少し本腰を入れてやっていただきたいと思います。

もう1回、今の質問を踏まえて御答弁をいただきたいと思います。

それともう1つ、これは教育委員会だけではないのですが、廃校校舎活用は致し方のないことかもしれませんけれど、活用まで今教育委員会が所管している——例えば、何か全く別の商業施設に活用するというのも無償貸付けで実際にあるわけですから、そこは所管が違うのではないのか。廃校——校舎だったからずっと教育委員会が管理していくのかというのは、私は町のやり方なのか、方針として少しずれているのではないかと思うが、そこら辺どのように考えられるのか。私は、そのように利用目的に応じた所管が管理していく、その廃校活用、無償貸付けが決まった時点から、そういう目的に応じた所管が管理していくべき、運営していくべき——運営というか、無償貸付けの管理監督をしていくべきではないかと思いますが、その辺について、町長なり、町長部局で御答弁をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 田中議員の質問にお答えいたします。

今回の事件については、何年も前に最初の1回目が起こっております。これについては発表すべきだったと思っていますし、議員の皆さんにどこまで言えるかも含めて、警察と一緒にやりますので、そういう相談まで含めてできたらいいかと思っています。

ただし、どのタイミングで言うのかということについては、またしっかり考えていきたいし、その御相談もしたい。全員協議会の場もありますので、できるだけ回数を、また早めに言えるようにしたいと思っています。

実際には犯人を捕まえてもらわないと終わらないので、どこの人なのか、どこから来ているのかも含めて、そういう広域のものになるかもしれませんし、どのような方法でその捜査をしていただけるかということも含めて、私達が分かるところまでで議員の皆さんにもお伝えしたいと思います。まず、そこでしっかり話をしたうえで、町民の方にそれを知らせるかどうかも含めて話ができたらと思っています。

これは犯罪ですので、教育委員会とかそういうものではなくて、警察にしっかりやっていただかなければいけないところがあります。協力体制をどう取るかということについても、ここで議員の皆さんに直接お話ができることをしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 今、星野教育長からもありましたけれども、旧安下庄中学校をはじめいろいろな校舎における事件は、これはやはり事件性があることで、警察の捜査の中で、これは、今の段階では公表しないでくださいということもあります。

そういった観点でしっかり情報を取りながら、議員の皆さんに御説明申し上げる案件なのかどうか、捜査においてどうなのかということも、これはしっかり見ていかないといけないと思います。

今回の件においても、今どういった犯人なのか分からないということであるので、そういった形になっているとともに、町としてはやはり被害を受けているので、犯人が早く捕まること、そして、その犯人に対してしっかりと被害を受けたものについては、法的にしっかりと手段を講じていくということを考えているところであります。

そして、廃校校舎活用の、例えば文教にかかわらず、例えば廃校校舎を商業施設として活用するとなった場合ということでもありますけれども、今回のことについては、今回の質問から外れているかと思うのですが、それぞれ今学校の施設というのは補助金等々が入っています。そういったところもしっかりクリアしなければいけないところでもありますし、これを何に使うのかということ、出発、スタートがやはり今学校施設であるので、教育委員会からしっかりと始めていく、

スタートしていくというのは大事だと思います。

今、ウインドパークのように商工観光課でということもありましたけれども、法律的なものの縛りがあります。そういったところで、今、学校施設であるので教育委員会で一括してということとであります。

今後の検討課題ではあるかと思うのですが、今のところは教育委員会で一括で、そしてまた防衛等の補助金も入っているところもあります。そういったところもしっかりと対応しながらということとありますので、今後の検討課題としていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） いくつかございますので、順を追って御質問させていただこうと思います。

まず、補正予算書の10ページ、財産収入でありました土地売却収入というのが具体的にどこなのかを教えてください。

次に、11ページ、柳井地域広域水道派遣職員人件費負担金の増額がございしますが、これは、一般職員の給与と同様に人事院勧告に応じて派遣されている職員の給与も上がるためという理解でいいのかどうかを教えてください。

次に、16ページ、橘支所管理経費の修繕費がございました。こちらが非常用発電機の修繕ということでございましたが、うろ覚えで恐縮ですけれど、数年前にも同じ橘総合支所の非常用発電機の修繕があったように思います。同じ発電機なのか、このように頻繁に壊れるものなのか、実はもう更新が必要なのか、そのあたりの状況が分かれば教えてください。

次に、23ページになりますが、産後ケア事業の件数の増加によって委託料の増という御説明がございました。こちらの件数が増加した理由というのが、例えばお一人の方が活用される回数が増えたというような状況なのか、ニーズと申しますか、対象者の数はおおよそ把握はされていると思うので、その対象者の中で申請される方、活用される実人数が増えたということなのか、そのあたりの動向が分かれば教えてください。

30ページ、小松開作の消火栓の設置工事について町でやろうと思って予算計上していたけれども、広域水道企業団で設置するという事になって、その分の経費をお渡しするという組み替えなのかと理解はしているのですけれども、90万円の工事請負費を減らして、150万円お渡しするという事になったその増額部分の事情を教えてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 辻田統括総合支所長。

○統括総合支所長（辻田 建一君） 白鳥議員の質問にお答えいたします。

橘総合支所の非常用発電機の修繕費51万円ということでございます。わたくしのほうで、以

前のことが分からなくて恐縮ではございますが、今回につきましては、2か月おきに業者の点検ということでございまして、令和7年8月に点検の報告があり、その後1か月程度で報告があつて、どうも発電装置の起動がうまくいかないということで、かかるときとかからないときがあるということが——かからない場合に大変なことになりますので、その原因というのが蓄電池、要は電源の問題ということがございましたので、蓄電池、電源の4つの交換費用として今回51万円を計上したところでございます。

そうすることで今度は、確実に起動するのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） わたくしからは、まず、広域水道企業団に関する入りのほうの人件費の増額のところの御質問と、消火栓の工事のところについての御質問にお答えさせていただきます。

まず、広域水道企業団からの人件費の歳入につきましては、議員からもありましたように、今回の人事院勧告に伴う上昇分、それから当初令和7年4月1日の段階で予定しておりました派遣人員と実際に派遣した人員との差によりまして、給与月額や手当等に差額等がありましたので、そういったもろもろの修正をしたうえでの、再計算をしたうえでの増額というところで御理解いただけたらと思います。

そもそも今現在、広域水道企業団に派遣しております職員の給与は、一旦、町からそれぞれの職員に払って、払った分を広域水道企業団から補填していただくという格好になっておりますので、その補填していただく分の補正となっております。

それから、消火栓の工事費のところでございますが、もともと当初で組んでおりました90万2,000円、こちらは業者から見積りを取って新設する場合であつたらどのくらいかかりますかというところで予算計上しておりました。

今回、広域水道企業団に水道事業が移行したことに伴いまして、水道管の本管を触る工事に関しては、水道事業でしか触れられないということが判明しましたので、広域水道企業団で消火栓の新設をしていただくということで、再度積算で工事費を見積もっていただいたところ150万円になりますというところで、広域水道企業団から報告がありましたので、150万円の負担金という格好で少し増額になった差のところについては、もともとの業者との見積りと、積算システムとの詳細が今手元にございませんで、具体的なところは申し上げられないのですが、差が出た原因としてはそういうところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 歳入の財産収入、不動産売却収入の件でございます。

これについては、公募により売却をしたものではあるのですが、場所は東三蒲の旧教職員住宅跡地でございます。

○議長（荒川 政義君） 濱中福祉課長。

○福祉課長（濱中 靖夫君） 白鳥議員の産後ケア事業についての御質問にお答えをいたします。

このたびの増額の理由ですが、当初見込んでおりましたアウトリーチ型、いわゆる訪問型の件数が当初の見込みより大幅に増えたということで、1人あたりの回数が増えたというよりは、実人数の増加によるものということで、このたびの増額補正を計上させていただきました。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） それぞれ御回答ありがとうございました。

まず、橋総合支所の非常用電源については、2か月に1回点検をされているということで、その頻度でされているのならば、何かあっても修繕ということで大丈夫そうだと感覚として思いました。

産後ケア事業につきましては、恐らく活用された方からのロコミなどで、私も使ってみようかなど、増えたのではないかと思います。

はじめた当初は、妊産婦のうち何人ぐらいが使うだろうかということだったと思いますが、今後はぜひ全員の妊産婦が使うぐらいの勢いの予算措置を当初からされるといいと思いました。

広域水道企業団に消火栓の新設をしていただくと、90万2,000円が150万円に、見積りと積算の差が出たということでございました。

例えば、実際に工事をして、もっと安く済んだ場合は、その分、町にお金が返ってくるものなのか、それはそれで向こうの収入になるということなのか、その点だけ再質問としてお答えをいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの最後の御質問の実際の工事費と予算額の差額が出た場合という御質問でございましたが、現状では返還を求める予定とはなっておりません。

広域水道企業団から請求があったものに対して、負担金という格好で出しますので、返還の予定はありません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今の消火栓の話ですが、以前、委員会でその話になったときに、町がやるのか広域水道企業団がやるのかという話があったかと思います。

調整の結果、広域水道企業団がやるということになったと理解しているので、今後、こういっ

た工事は全て予定があれば広域水道企業団にお願いすることになって、負担金としてはお支払いするけれど、町の職員なり契約で行うことはない。今後は水道、消火栓を含めた消防施設、そういったものも含めてそうなるという理解でいいのか、最後に御確認をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの最後の質問ですが、基本的に水道管の本管に直接影響を及ぼすような工事については、広域水道企業団でしかできないということになりましたので、全ての消火栓の工事が広域水道企業団に行くというわけではございませんけれども、水道管を直接、本管を直接加工するような工事の場合には広域水道企業団が行うという理解で今後は進めることになろうと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第 1 1. 議案第 2 号

日程第 1 2. 議案第 3 号

日程第 1 3. 議案第 4 号

日程第 1 4. 議案第 5 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 1 1、議案第 2 号令和 7 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）から、日程第 1 4、議案第 5 号令和 7 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 4 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。大久保健康増進課長。

○健康増進課長（大久保晴美君） それでは、議案第 2 号及び議案第 3 号の補足説明をいたします。

議案第 2 号令和 7 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、今回の補正は、歳入においては、一般会計繰入金を増減、制度改正補助金の増、歳出においては、一般管理費、保健事業費にかかる職員人件費等の増減額が主なものでございます。

補正予算つづりの 39 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 380 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 26 億 8,207 万 3,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

44 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金を 8 7 万 7, 0 0 0 円減額するものでございます。これは、一般会計からの繰入金で、職員給与費等の調整により 4 節職員給与費等繰入金を 3 0 0 万 1, 0 0 0 円減額、8 節その他一般会計繰入金のうち、国保負担軽減対策繰入金額の確定により、国保負担軽減対策を 2 1 2 万 4, 0 0 0 円増額するものでございます。

8 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目制度改正補助金を 4 6 8 万 2, 0 0 0 円追加計上いたしております。これは、補助金交付申請額の確定により、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を 8 万 9, 0 0 0 円増額、子ども・子育て支援事業費補助金を 4 5 9 万 3, 0 0 0 円増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

4 5 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費を 2 9 1 万 2, 0 0 0 円減額するものでございます。これは、当初予算編成以降の人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整により職員人件費を 3 0 0 万 1, 0 0 0 円減額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金対象にかかる経費を 8 万 9, 0 0 0 円増額するものでございます。

4 款 2 項 1 目保健事業費は、会計年度任用職員の給与改定に伴い 1 8 万 2, 0 0 0 円増額するものでございます。

4 6 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目基金積立金では、歳入額の増額に伴う調整のため 6 5 3 万 5, 0 0 0 円を増額計上いたしております。

以上が、令和 7 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についての概要でございます。

続きまして、議案第 3 号令和 7 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、職員人件費にかかる一般会計繰入金の増額、歳出においては、総務費の増額によるものでございます。

補正予算つづりの 4 7 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 5 9 6 万円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

5 2 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目事務費繰入金は、職員人件費分 2 7 万 2, 0 0 0 円を増額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

5 3 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、給与改定に伴う職員人件費の調整により 2 7 万 2, 0 0 0 円増額いたします。

以上が、令和 7 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についての概要であります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 松田介護保険課長。

○介護保険課長（松田 知亮君） 議案第 4 号令和 7 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして補足説明を行います。

補正予算つづりの 5 5 ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定において、職員人件費の調整等に伴うものでございます。

第 1 条で、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 2 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4 億 9, 8 9 0 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

まず、歳入について御説明いたします。

事項別明細書の 6 1 ページをお願いいたします。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 4 目保健事業・介護予防一体的実施繰入金は、財源調整のため 1 0 万円を増額いたします。

5 目その他一般会計繰入金は、財源調整のため 8 2 万 9, 0 0 0 円を減額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

6 2 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費では、職員人件費の調整として 6 4 万 9, 0 0 0 円を増額いたします。

3 項 1 目介護認定審査会費では、会計年度任用職員の報酬及び通勤手当の調整により 2 1 万 9, 0 0 0 円を減額いたします。

6 3 ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、会計年度任用職員の報酬及び通勤手当の調整により 8 万 8, 0 0 0 円を増額いたします。

3 項包括的支援事業・任意事業費 3 目地域包括支援センター運営事業費は、職員人件費の調整

により134万7,000円を減額いたします。

64ページをお願いいたします。

5款1項1目保健事業・介護予防一体的実施事業は、会計年度任用職員の報酬及び通勤手当並びに職員人件費の調整により10万円を増額いたします。

以上が、令和7年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 議案第5号令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書の65ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に1,558万円を追加し、予算の総額を1億7,057万2,000円とするものとともに、第2条において地方債の補正を行うものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明させていただきます。

71ページをお願いいたします。

歳入につきまして、4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、今回の補正にかかる一般会計からの繰入金248万円を増額し、財源調整を行っております。

6款1項町債は、情島浮棧橋更新工事の増額に伴う財源として、交通事業債に650万円、過疎対策事業債に660万円を計上しております。

次に、歳出でございます。

72ページをお願いいたします。

1款事業費1項事務費1目総務費から74ページの2項事業費3目浮島航路運航経費にかけてでございます。

こちらは、渡船事業特別会計におきましても、他の会計と同様に職員人件費及び会計年度任用職員経費の補正でございます。

73ページをお願いいたします。

1款事業費2項事業費2目情島航路運航費の情島航路運航経費は、情島浮棧橋の更新にかかる費用のうち、委託料につきまして、測量・設計業務が完了したことによりまして、62万1,000円の減額補正でございます。

工事請負費につきましては、設計の結果、浮棧橋の固定チェーンの腐食箇所が確認されたこと

により交換が必要になったこと、既設のアンカーブロックでは、気象条件等により浮体が安定しないことが想像される、そういったことから、アンカーブロックを追加いたします。

また、昨今の物価高騰により部材等の価格が値上がりをしていることから、工事請負費を1,364万8,000円増額し、5,000万円とするものでございます。

以上が、令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる審議のうえ、御議決賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第3号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第4号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第5号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第2号令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第5号令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午前11時54分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第15. 議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第6号令和7年度周防大島町下水道事業特別会計補正

予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。藤本下水道部長。

○下水道部長（藤本 倫夫君） 議案第6号令和7年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

お手元の令和7年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入額に1,084万2,000円を追加し、13億3,560万7,000円とするとともに、既定の支出額に392万6,000円を追加し、11億1,863万5,000円とするものです。

また、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、予算第8条に定めました職員人件費について、機構改革や人事異動、給与改定等に伴い、1,752万5,000円を減額し、8,070万4,000円とするものでございます。

その概要につきまして、御説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款下水道事業収益2項営業外収益3目長期前受金戻入の1節国庫補助金に1,036万2,000円と、4節負担金等に48万円をそれぞれ追加するものです。

また、収益的支出では、1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費において、機構改革や人事異動、給与改定等に伴い、1節給料を1,055万5,000円、2節手当を414万7,000円、6節法定福利費は282万3,000円を、また、24節負担金、補助及び交付金の退職手当組合負担金については207万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

4目減価償却費におきましては、1節の有形固定資産減価償却費を2,352万6,000円追加するものでございます。

なお、収益の長期前受金戻入及び費用の減価償却費につきましては、ともに実際の現金の支出入・増減を伴わないものでございますが、令和6年度の取得資産を含めて再計算を行った結果を当初予算に対してそれぞれ反映させるため、現行の年度末の戻入額及び償却費の額へと補正をするものでございます。

3ページをお願いいたします。

資本的支出、1款資本的支出につきましては、下水道事業の未普及対策工事に伴い、必要となる水道管の移設等にかかる柳井地域広域水道企業団への補償費を確保するため、1項建設改良費1目管渠費について、18節工事請負費から23節補償費へ900万円を組み替えるものでございます。

なお、4ページ以降には、附属資料を添付いたしております。

以上が、議案第6号令和7年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第6号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけ教えてください。2ページの有形固定資産減価償却費、これ2,352万6,000円が補正で上がってくる理由と、どういった設備ですか、どういったものが対象になっているのかを御説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本下水道部長。

○下水道部長（藤本 倫夫君） ただいまの御質問ですが、補正で上がってくる。なぜこの時期にかということであるかと思うのですが、当初予算における長期前受金でありますとか減価償却費につきましては、新年度予算、当初予算を組むときには、今年度でいえば令和6年度末の資産登録等が、まだ、反映されていないものが上がっております。前回、令和7年第3回定例会において、決算の御議決をいただきましたので、予算額と決算額に差が生じております部分を、現行の年度末の見込額に反映させる、そういう処理を行った。現金は伴っておりませんが、帳簿上、そういう形をとるということでございます。

あと、できたものといえば、今、未普及対策工事をやっておりますが、下水道の管渠であるとか、そういう施設になります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 3ページになるのですけれども、管渠費で、工事請負費が広域水道事業団への補償費に組み替えをされたという御説明だったように受け取ったのですが、もう少し詳しく中身を教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本下水道部長。

○下水道部長（藤本 倫夫君） 白鳥議員の御質問ですが、これまで下水道の未普及対策工事に伴います水道管の移設、下水道側から言えば、少々言葉は悪いのですが、下水道の工事に支障となる物件を、下水道事業において一連の支障物件の処理ということで、一連の工事の中で発注をこれまでしておりましたが、令和7年度から水道事業が広域水道企業団へ統合された関係から、これらの工事につきましては、広域水道企業団において発注実施をすることとなりました。

下水道事業としましては、当初組んでおりました工事費の中から、これに必要な移設補償費を原因者負担ということで広域水道企業団に支払うということになっております。一応、協定等を

結びまして、それぞれの工事につき、移設補償等の費用を払うということにしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） この場合の工事費は広域水道企業団が支払うけれども、工事自体は、恐らく一体としてといいますか、掘るときに邪魔になる水道管をのけて、また設置して埋めるといふ工事自体は変わらないというイメージでいいのかどうか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 藤本下水道部長。

○下水道部長（藤本 倫夫君） ただいまの御質問ですが、基本的には工事自体はこれまでと変わったところはありません。下水道の事業に伴って出てくる支障となる排水管であるとか、給水管についての移設を――下水道事業で直接触れるところと、水道法にのっとって水道事業でやらなくてはいけない部分があるのですが、基本的には、広域水道企業団で、水道施設について、今年度から広域水道企業団の財産、資産となりますので、広域水道事業団で発注、管理等、工事も行っていて、周防大島町が補償費として支払うという形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ありがとうございます。先ほど別の予算では、組替えのときに見積り方法が変わることによって増額になるという御説明が別のところでありましたけれども、これは同額になっているというのは、工事の見積り自体はこちらがやって、その金額分で広域水道企業団は工事が発注できて、お金自体は広域水道企業団が払う、そういう流れになるのか。私としては、金額が同額で済むという理屈のところ分からないので、教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本下水道部長。

○下水道部長（藤本 倫夫君） 少し具体的にお話ししないと難しい部分があるが、御理解いただけない部分があったかと思うのですが、今回、900万円を組替えということで、工事費から補償費へ組み替えるということで、これは我々が見積もった額と補償の額が同額というわけではなくて、これはあくまで広域水道企業団で積算した数字でございます。

全体事業費の下水道工事の中で組んでおりました部分の必要な額、今回、補償の対象となる部分、例えば、もともと水道管だけではなくて、電柱であるとかそういうのを動かすための予算はあったのですが、それだけでは足りませんので、これまでやっていた部分を、財源というか支払う方法を変えたということで、積算は、あくまで広域水道企業団でやっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第16. 議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第7号周防大島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 議案第7号周防大島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして補足説明をいたします。

本議案は、令和8年4月から全国の自治体で実施される乳児等通園支援事業、いわゆる子ども誰でも通園制度の適正な実施のために必要な設備運営基準を定めるものでございます。

子ども誰でも通園制度は、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することを目的として、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たな通園給付として創設されました。

本事業の対象者は、満3歳未満の未就園児とし、月一定時間までの利用可能枠の範囲で、就労等の要件を問わず、時間単位で柔軟に対応できる制度でございます。

本事業の実施にあたっては、児童福祉法第34条の15第1項により市町村が実施する場合と、同条第2項による市町村以外の者が実施する場合があり、後者の場合、内閣府令の定めるところにより市町村長の認可を得て行うことができると規定されております。この点、同法第34条の16第1項において、その設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされていることから、本条例議案を提出するものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして御説明させていただきます。第1条から第18条までは、条例の趣旨や用語の定義、最低基準に関する事、町及び事業者が従うべき責務について規定しております。

第19条から第26条では、乳児等通園支援事業を一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業とに区分し、それぞれ満たすべき設備や職員に関する基準、提供する支援の内容等について規定しております。

最後に、第27条では、雑則といたしまして、電磁的記録に関する事を規定しております。

なお、施行日については、本制度が令和8年4月1日から乳児等の活用を開始することとしていることから、実施施設への認可等は今後速やかに行う必要があるため、公布の日から施行することとしております。

ただし、第22条については、国の基準に準じ、令和8年4月1日から施行することとしております。

補足説明は以上のとおりであります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第7号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 民生常任委員会の資料に補足資料がついていますので、大体拝見はしましたけれど、基本的なところがよく分かっていないというか、よく伝わらないので、この制度は国の制度なので、それに準じて、基づいてということだとは思いますが、もう少し具体的に、どういう運用になるのか。

例えば、この条例の中で、認可とか監督、検査、そういったことが出てくるのではないかと思うのですが、そういった基準を、この条例で全て賄えるのか。普通は運用のための要領とかガイドラインとか、そういったものが必要になってくるのではないかと思うのですが、その辺をもう少し詳しい実務レベルでの運用の仕方というか、基準というか、そこを御説明いただいたら理解も進むと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 濱中福祉課長。

○福祉課長（濱中 靖夫君） こども誰でも通園制度について、少し補足で説明をさせていただきます。

先ほど説明がありましたように、令和8年4月1日から全国で一斉開始となる制度でございますが、この制度、保護者の就労状況等にかかわらず、未就園児が保育施設を時間単位で利用できるという制度です。

利用できる対象年齢ですが、先ほど3歳未満と説明がありましたけれど、正確には、生後6か月から3歳未満の児童ということで、保護者の就労等の要件はございません。制度の通称どおり、誰でも利用できるという制度でございます。

利用可能時間につきましては月10時間となっております、利用料につきましては1時間あたり300円で利用できることを想定しております。

なお、従前からある類似した制度で、一時預かり事業というものがございますが、この従前の一時預かり事業につきましては、保護者の疾病等の理由とか、保育が家庭で難しいという場合に適用となりまして、対象は、こども誰でも通園制度より少し要件が広く、未就学児の児童が対象となっております。

また、利用可能な日数、時間につきましても、こども誰でも通園制度は月10時間ですが、一時預かり事業につきましては、週3回程度、月12回以内の利用ができると規定されております。

従前の一時預かり事業と比較しますと、時間や要件、制約はございますが、保護者の就労の有無に制約がないということで、誰でも利用ができるということで、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援が強化できます。

また、認可につきましては、保育園から町に対して、事業所の許可申請を行っていただきまして、それを町が審査を行いまして認可の決定を行います。

制度の監査の機能についてでございますが、今、国が示しているのは、市町村は年度ごと1回以上、基準を遵守しているかどうかということを経査するということが求められておりまして、年1回実施する予定としております。監査の具体的な留意事項につきましては、現時点では、まだ通達をいただいております。

また、条例上、設備や職員の要件について規定しておりますが、これは町内の保育園につきましては、現状の施設で本事業の設備の要件を満たしております。また、職員の基準も要件を満たしているところでございます。実際、受入れ施設であります保育園を利用する場合の利用方法につきましては、利用を希望している保護者が、まず役場に利用申請を行って認定をしたうえで、国が運営していることも誰でも通園制度総合支援システムにアクセスを行っていただきまして、認可された保育園に申し込んで、事前申請をしたうえで利用開始となります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） なかなか複雑というか、まだ通知がされていない部分もあるということで、とはいえ令和8年度からの事業なので、その辺の準備が大丈夫なのかというところがあります。現時点で、要するにこの制度は、3歳未満で保護者の就労要件を問わないというところが、今回のこの制度の特徴で、今までは就労条件があったからその部分は通園できなかったけれど、今度は、その部分がこの制度によって受け入れられるということでよろしいのかどうか、もう1回、そこを補足していただきたい。あわせてこの条例が適用されて本町内で対象となる事業所はどれぐらいあるのか。もう時間があまりないので新しい制度の周知はどのように、この制度が始まりますということを、対象者はもちろん、町民の方に知らせていく周知方法を御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 濱中福祉課長。

○福祉課長（濱中 靖夫君） 田中議員の再質問にお答えします。

まず、利用にあたっての保護者の要件につきましては、先ほどの答弁と繰り返しになりますが、就労等要件はございませんので、こういった家庭の状況でも利用することが可能です。

また、この事業の受皿、町内の保育園を想定しておりますが、令和7年9月に保育園長集会を行った際に、この事業の説明を行ったうえで、実際受入れができるかどうかという意向調査を行

いました。町内に保育園8か所ございますが、現時点では、4つの保育園から意向を示していただいております。

また、利用者に対する周知でございますが、現時点で考えていますのは、対象者の方へチラシの個別配付を行いたいと考えております。あわせて広報、ホームページに掲載を行い、たちばなケアプラザの中で定期的に乳幼児健診とかも行われていますので、そこでも周知を行っていきたいと思います。

また、新しい制度ということで、民生委員・児童委員の皆様にも、説明をして周知を深くしていきたいと思っております。

以上です。（「対象人数」と呼ぶ者あり）

対象人数については、今持ち合わせておりませんので、また回答をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終了しましたので、議案第7号については、お手元に配付しております議案付託表のとおり民生常任委員会へ審査を付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、民生常任委員会に付託することに決定しました。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第17. 議案第8号

日程第18. 議案第9号

日程第19. 議案第10号

日程第20. 議案第11号

日程第21. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第8号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから、日程第21、議案第12号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 議案第8号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選

挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

本議案は、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準が改正されたため、町が執行する選挙に関する条例を国に準拠して改正しようとするものでございます。

それでは、改正の要点を説明いたします。

1つ目は、選挙運動用ビラの作成経費の1枚あたりの公費負担限度額を7円73銭から8円38銭に改めるものでございます。

2つ目は、選挙運動用ポスターの作成経費の1枚あたりの公費負担限度額を541円31銭から586円88銭に改め、ポスター作成にかかる定額公費負担限度額を2万2,550円から2万3,650円に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、施行日以降に執行される選挙から適用することとしております。

続きまして、議案第9号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例及び周防大島町船舶職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

本議案は、山口県人事委員会による令和7年10月17日の一般職の給与等についての勧告に伴い、給与等の改正を行おうとするもので、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、船舶職員の給与及び旅費条例を一部改正しようとするものでございます。

本年度は、官民給与の較差を踏まえ、給与表の引上げ改定を行うとともに、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給割合の引上げを行うものであり、本町も山口県勧告に準じ、給料月額について一般職で平均3.39%の引上げ、期末・勤勉手当につきましては、支給月数を0.05月分引き上げることといたしました。

それでは、新旧対照表により、改正の要点を逐条に沿って御説明いたします。

第1条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正ですが、これは一般行政職、医療職及び技能職の月例給並びに特別給を改正しようとするものです。

職員給与条例第17条第2項は、期末手当の支給割合を規定しており、現行の100分の125から100分の126.25に改正し、同条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当支給割合を規定しており、現行の100分の70から100分の71.25に改正しようとするものです。

この改正により、年間の期末手当の支給割合は、一般職が現行の100分の250から100分の252.5となり、定年前再任用短時間勤務職員が現行の100分の140から100分の142.5となります。

職員給与条例第18条第2項第1号は、勤勉手当の支給割合を規定しており、現行の100分

の105から100分の106.25に改正し、同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当支給割合を規定しており、現行の100分の50から100分の51.25に改正するものです。

この改正により、年間の勤勉手当の支給割合は、一般職が現行の100分の210から100分の212.5となり、定年前再任用短時間勤務職員が現行の100分の100から100分の102.5となります。

別表第1から別表第3につきましては、行政職、医療職及び技能職にかかる給与表をそれぞれ改正するものでございます。

第2条は、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正でございます。第1条で御説明しましたとおり、山口県人事委員会勧告に伴い、船舶職にかかる給料表を改正するものでございます。

なお、船舶職職員の特別給は、一般職の職員に準ずることとしております。

附則第1項は施行期日を定めるもので、公布の日から施行とし、附則第2項では、改正後の条例の適用日を令和7年4月1日からとするものでございます。

附則第3項及び第4項は、中途の異動者や採用者間において、権衡上必要と認められる限度で調整することができるものと規定したものでございます。

附則第5項は、改正前の職員給与条例の規定に基づいた給与が、改正後の職員給与条例の規定による内払いとすることとしており、改正後の条例の規定を適用した場合は、その差額を支給することとなります。

附則第6項は、規則への委任であります。

なお、今回の改正による年間の影響額でございますが、約4,593万円となる見込みでございます。

続きまして、議案第10号督促手数料の廃止に関する関係条例の整備に関する条例の制定について補足説明をいたします。

本議案は、町税や保険料、使用料等に関して、納期限までに納付しない者があるときに、期限を指定して督促状を発送した際の督促手数料を徴収する規定の廃止に関するもので、改正内容が全て同じであるため、周防大島町税条例ほか6つの条例を一括して一部改正を行おうとするものでございます。

まず、督促手数料の概要について、町民税を例として御説明させていただきます。

地方税法におきまして、納税者が納期限までに町民税を完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない旨の督促義務が規定されており、督促手数料を徴収するか否かについては、町の裁量に委ねられております。

この地方税法の規定を踏まえ、周防大島町税条例第21条において、督促状1通につき手数料100円を徴収することを規定し、事務を進めているところでございます。

本条例を改正するに至った経緯と背景等についてでございますが、令和5年度の地方税の一部において統一QRコードの導入が義務化されたことに伴い、収納においては督促手数料などを計算することなく額面での徴収に統一され、指定金融機関及び収納代理金融機関においても、従来行っていた督促手数料を確認し追記することは、令和6年4月1日から一部を除き廃止となりました。

また、コンビニエンスストアやスマートフォンでの収納においては、納付書のバーコード情報を読み取り、印刷された額面どおりの収納を行いますが、督促手数料が納付期限の20日を経過すると発生するため、納付書の使用期限を納期限に20日間を加えた期日を設定しております。

しかし、この期限を過ぎますと、コンビニエンスストアやスマートフォンでの収納ができなくなるため、町役場への来庁、または金融機関での納付をお願いすることとなり、納付者の方には御不便をおかけしているところでございます。

このような状況を解消したいため、督促手数料を廃止し、督促手数料を徴収するための新たな納付書を発送する経費の削減や、コンビニエンスストアやスマートフォンでの取扱いできる期間を延長することによる納付者の利便性向上、さらには、督促手数料徴収に関わるトラブル防止や金融機関窓口業務の簡素化を図ろうとするものでございます。

本町においては、口座振替を第一としつつも、コンビニエンスストア収納やスマートフォン収納などのデジタル収納サービスを利用する際に、さらなる納付者の利便性の向上を図り、納付者が納付しやすくなる環境づくりを目指すため、関係する条例の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明させていただきます。

周防大島町税条例をはじめ、周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例、周防大島町後期高齢者医療に関する条例、周防大島町介護保険条例、周防大島町公共下水道受益者分担に関する条例、周防大島町農業集落排水処理施設受益者分担に関する条例、周防大島町漁業集落排水処理施設受益者分担に関する条例の7つの条例につきまして、督促手数料の徴収や金額100円に関する規定について、削除等の対応を行おうとするものでございます。

なお、この条例改正は、令和8年4月1日から施行するものですが、経過措置といたしまして、施行前に発送した督促状にかかる督促手数料については、従前の例によるものとしております。

続きまして、議案第11号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして補足説明をいたします。

家庭的保育事業等とは、児童福祉法第6条の3第9項に基づき、保育を必要とする乳児・幼児及び満3歳以上の幼児に対して、保育士を主とする家庭的保育の居宅その他の場所において家庭

的保育者による保育を行う事業でございます。

本事業の実施にあたっては、児童福祉法第34条の15第1項により市町村が実施する場合と、同条第2項による市町村以外の者が実施する場合があり、後者の場合、内閣府令の定めによることにより市町村長の認可を得て行うことができると規定されております。この点、同法第34条の16第1項において、その設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされていることから、本条例を規定しております。

今般、この条例を掲げる規定の根拠にあたる児童福祉法並びに国基準の家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が改正されました。本議案は、これに伴い、所要の改正を実施するものでございます。

それでは、本条例の一部改正につきまして、御説明させていただきます。

まず1点目は、第12条において、職員に禁止と定める虐待行為として、児童福祉法の法令を引用している箇所を児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為としている部分につき、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為に表記を改めるものでございます。

次に2点目は、第17条において、利用開始時及び定期に行うこととされている健康診断について、行わないこととすることができる事由として、乳幼児に対する健康診査が、利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断に相当するものと認められる場合の規定を加えようとするものでございます。

なお、施行日については、公布の日から施行することとしております。

続きまして、議案第12号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして補足説明をいたします。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とは、子ども・子育て支援法に基づき、市町村長がその運営費として支給を行う、施設型給付費・地域型保育給付費の支給にかかる事業を行うものとして確認した施設及び事業を指しております。この確認について、同法において市町村が条例で基準を定めることとされていることから、本条例を制定しております。

今般、この条例に掲げる規定の根拠にあたる児童福祉法並びに国基準の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されました。本議案は、これに伴い、所要の改正を実施するものでございます。

それでは、本条例の一部改正の内容につきまして、御説明させていただきます。

まず1点目は、第1条において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準と表記している箇所を、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に改め、現行の制度と整合を図るものでございます。

次に2点目は、第15条において、幼稚園教育要領と表記している箇所につけて、（平成29年文部科学省告示第62号）を加えるものでございます。

最後に3点目は、第25条において、施設及び事業職員に禁止と定める虐待行為として、児童福祉法の法令を引用している箇所を、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為としている部分につき、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為に表記を改め、現行法との整合を図るものでございます。

なお、施行日については、公布の日から施行することとしております。

補足説明は、以上のとおりでございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は、議案ごとに行いたいと思います。

議案第8号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 参考までに教えていただきたいと思いますが、直近の1人あたりの実績でいいのですが、1人あたりの使用率といいますか、その辺が分かれば教えていただきたいと思います。多分、100%使われているのではないかと思う。大体の数字でもいいです。（「議員一人一人」と呼ぶ者あり）利用している候補者の平均でいい、何か分かる範囲でもいいです。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後1時47分休憩

.....

午後1時48分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの田中議員からの御質問で、過去のこの選挙公営の利用率の御質問かと思えます。

大変申し訳ありません。手元に詳細な資料を持ち合わせておりませんので、記憶の範囲内での話ではございますが、候補者の全ての方が利用した——要は100%という利用実績にはなっていないと認識をしております。一部利用されなかったもの、それから利用されなかった人等がございますので、全ての項目を利用されたというわけではありません。100%という実績にはなっていないというところで、この場での答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第9号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 山口県人事委員会の勧告では、官民較差是正以外に、働きやすい環境整備とか公務員倫理の徹底という項目があるのですが、これらについて、どういう対策を講じられるのか、講じられないのか。講じられるのであれば、どのような対策が具体的に行われるのかというところを教えていただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 山口県人事委員会、それから国の人事院ともに、大体今回は似たような勧告及び報告がなされております。御指摘のとおり、給与面以外のところで、今後の課題であつたりというところでの報告等がされております。

その中を一個一個あげたら切りがありませんので代表的なものを申し上げますと、県の勧告であれば、60歳前後の職員の給与水準をどのようにしていくかであつたりとか、先ほどおっしゃった点などもありますけれども、基本的には、国や県なりと歩調を合わせるというところが1つの指標にはなろうかと思えます。

また、先般、町独自にコンプライアンス研修を行ったりということもやっておりますので、そういったところを強化しながら、この勧告、報告に対応できるよう、1つ1つ具体的なことをこの場でなかなか申し上げられないので、方針というところで概略にはなりますが、そういったところは考えていっているというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第10号、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） QRコードが導入されたのは、令和6年度からと御説明があつたかと思えます。令和6年度、令和7年度は、今回廃止する督促手数料をどのように徴収していたのかを、もう1度、詳しく教えていただけましたらそれが簡素化されるということがはっきり分かるかと思うので、お願いします。

また、廃止することによって、1件あたり100円の手数料収入がなくなるということではあります。その分、効率化できる部分があるということかと思えます。そのあたりの試算があれば、どのくらい効率化できるかというのが分かるかと思うので、お示しいただけたらと思います。

お願いします。

○議長（荒川 政義君） 山根税務課長。

○**税務課長（山根 一夫君）** まず最初に、令和6年度、令和7年度の督促手数料をどのように徴収していたかという御質問についての回答です。QRコードを開始したのは、先ほど令和6年度からとお話をさせていただいていたようですが、令和5年度からになります。

督促手数料について今までは、督促状を出す際に手数料を付与したものを郵送で送付いたしております。

試算については、おおよその令和6年度の実績ですが、45万円程度の督促手数料の収入がございます。いわゆる督促状を発すること自体を廃止するわけではなく、その督促手数料の徴収を廃止するというので、その手数料事務の一部が軽減されるということになるのですが、これは、実経費と人件費相当分を加算しますと、おおよそ100万円程度になるのではないかと考えております。

ただ、どうしても事務的経費はばらつきがございますので、少なくとも先ほどの45万円を上回るのではないかと考えております。

○**議長（荒川 政義君）** 白鳥議員。

○**議員（7番 白鳥 法子君）** 御説明ありがとうございます。督促状は出すけれども、そのときに督促手数料の請求分を一緒に入れなくなると理解をさせていただきました。

また、令和5年度からQRコードが導入されて、そういう実態があったという中で、今のタイミングでの廃止をしようと思った理由、このタイミングになったのはなぜかというところと、県内のほかの市町の、この同様の改正というものがどのような状況になっているか、分かれば教えてください。

○**議長（荒川 政義君）** 山根税務課長。

○**税務課長（山根 一夫君）** 督促手数料の動きにつきましては、全国的に2年程度前ぐらいから進んできております。やはりQRコードの導入をタイミングというところではございました。

本町におきましては、検討期間というのを置いたところではあるのですが、今年度システム改修で標準化されます。その関係で、このタイミングのほうが経費等安く済むというところもございまして、今年度対応し、来年度から――要は新たなシステムからの対応としたほうがいだろうということで検討を進めてまいりました。

また、山口県内の他市町につきましては、督促手数料を徴収している町については、本町のみになっております。

また、市につきましては、防府市と長門市が徴収をしておりません。また、山口県も同様にしております。

以上になります。

○**議長（荒川 政義君）** ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） よく分からないのですが、単純に言えば、確かに45万円の収入に対して100万円かかりましたということなのかもしれませんが、そもそも督促状を出さなければならないケースというのは、当然、納付がされない、遅れているからなので、逆に言えば、その督促手数料は上げてもいいのではないかと。100円ではなくて500円ぐらいにしてもいいのではないかと。その採算が合わないのなら、今の計算で言えば300円ぐらいにしたら経費のほうが下回るということになる。

行政で採算性を普通は言わないのに、ここだけ何でそういう採算性にこだわるのか。そこを上げるということではできないのかどうなのか、そこを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 山根税務課長。

○税務課長（山根 一夫君） こちらの件を検討する際に、やはり採算だけという話でいいのかどうかということもありまして、その手数料を上げるといったことも検討はいたしました。

しかしながら、納付方法の多様化により、納付確認期間が延びている現状や、納付書の使用期限による納付の不便さ、こういったことを考慮いたしまして、納付されている方が納付しやすく、また嫌な思いをしないで済む環境づくりを目指したいと思ひまして、手数料を上げるのではなく廃止するほうがいいのではないかと結論とさせていただきます。

手数料を徴収しないのであれば、現在の納付書の使用期限を延長することができますので、現状、使用期限を過ぎて、コンビニエンスストアで払えなかったとか、スマートフォンで支払えなかったということが緩和できると思っております。

もちろん、遅く支払ってもいいというわけではなく、遅くなると延滞金が発生する場合がありますので、そのあたりの誤解がないようにしていきたいと考えております。

やはり、近年、デジタル化をはじめ、納付方法についても便利になっておりますけれど、その反面、昔ながらのアナログ的なやり方、例えば、確認して手書きをして追記してといったことが、だんだんできなくなってきております。こういった時代に応じたやり方に変えていく必要があるのではないかと考えまして、このたびの改正に踏み切らせていただきました。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） よく理解できないのですが、嫌な思いをしないようにという配慮がある。それならば、きちんと期限までに納めてもらえばいい話ではないかと思うのですが、どうも適正な納付ということがおろそかにされて、こういう決まりを守れない納付者の方の利便性というか、思いが尊重されるというのは、税金をいただく側としては——全員に督促手数料が必要なわけではなくて、ごく一部で、ほとんどの方はきちんと納期限までに納めていただいている中で、きちんと納めていただいている方へ配慮するのなら分かるのですが、そうではない方へ配慮が必要なのかどうか。

では延滞金がつくということもあるのでしょうか、どうしても——100円ですが、それでもみんな、今は10円でも安いところへ買物に行くような状態、探していくような社会の状況なので、100円とはいえ、やはりきちんと納めようということへ、インセンティブが働くのではないかと思う。

では、この督促手数料100円を外して、その期限までに納めてくださいという適正な納付を働きかける手段というか術というのは、何か考えておられるのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 山根税務課長。

○税務課長（山根 一夫君） まず、督促対象者というところですが、対象者につきましては、こちらの感覚では、御年輩の方等も多いことありますので、納付をうっかり忘れてしまったということが多いのではないかと考えております。

ただ、そうは言いますが、実は一番問題視しているのが、新たな納付方法として、今クレジットカード払いが発生しております。クレジットカード払いにつきましては、おおむね納付後20日程度でこちらに情報が来るのですが、納期限後20日以内というのがございますので、タイミング的に督促状を送付するタイミングと——要は、納期限内にお支払いいただいた方についても、こちらで把握できない状態が発生してしまうということがございます。おそらく、クレジットカードの締め関係があるとは思いますが、最長で1か月を超えて分かったというケースもございまして、納期限内にお支払いをいただいた方についても100円の請求が行ってしまう、これはどうしても避けようがない部分ではあるのですが、そういったことが発生してしまうということが分かってきております。

そういったところでも嫌な思いをさせたくないというところがございます、督促手数料を廃止することで、少し軽減できるのではないかと考えております。

また、収納率の低下についてですけれど、全国的に今、督促手数料の廃止が進んでいる中で、そういった話題等もございました。ただ、督促手数料の徴収の有無と収納率の相関に関しましては、他の自治体の例などからも低いと言われております。

また、先ほどお話しさせていただきましたように、本町においては、本当に、うっかり忘れてはないかという方が大半を占めるのではないかと考えておるところでありますので、督促という形ではあるのですが、お知らせをすることで納めていただけるのではないかと期待しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 本町において督促手数料、名称は分かりませんが、そういった期限を守れなかったことによって発生する手数料は、今回で全部なくなるということでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 山根税務課長。

○税務課長（山根 一夫君） 今回は、税と料の全ての改正ということで、一括であげさせていただいておりますので、督促に関する手数料はなくなるものと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第11号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第12号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第8号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから、議案第12号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの質疑を終結いたします。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後2時06分休憩

.....

午後2時18分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第22. 議案第13号

日程第23. 議案第14号

日程第24. 議案第15号

日程第25. 議案第16号

○議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第13号周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定についてから、日程第25、議案第16号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定についてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 議案第13号周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定について補足説明をいたします。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第1項により、選定委員会を設置することとされており、また、周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要領第3条第1項において、選定委員会は委員5人以内をもって組織するとされているところでございます。

選定委員につきましては、選定の透明性、公正性を図る観点から、教育委員会委員、書類審査の専門家として司法書士、財務の専門家として中小企業診断士、スポーツマネジメントの専門家として大学准教授、利用者の代表としてスポーツ推進委員の5名で組織し、2回の選定委員会を経て、資料として添付しております報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところでございます。

つきましては、選定委員会において、優先交渉権者に選定された株式会社三宅商事を、周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定期間でございますが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年としております。

続きまして、議案第14号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第1項により選定委員会を設置することとされており、また、周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱第3条第1項において、選定委員は、委員5人以内をもって組織すると規定されております。

選定委員につきましては、選定の透明性、公正性を図る観点から、大学教授、司法書士、中小企業診断士及び行政組織からの計4名で組織し、3回の選定委員会を経て、参考資料として添付しております報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところでございます。

その結果を受けまして、選定委員会にて非公募により優先交渉権者に選定された瀬戸内海リゾート株式会社を周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者に指定しようとするものでございます。

なお、指定の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間としております。

続きまして、議案第15号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、本町の関係条例施行規則により選定委員会を設置することとされており、また、関係する要綱第3条第1項において、選定委員会は、委員5人以内をもって組織すると規定されております。

選定委員につきましては、選定の透明性、公正性を図る観点から、大学教授、司法書士、中小企業診断士及び行政組織からの4名で組織し、3回の選定委員会を経て、参考資料として添付しております報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところでございます。

その結果を受けまして、選定委員会にて公募により優先交渉権者に選定された有限会社千鳥を指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間としております。

続きまして、議案第16号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、先ほどと同様に、周防大島町の関係条例施行規則により選定委員会を設置することとされており、また、同関係要綱により、選定委員会は、委員5人以内をもって組織すると規定されております。

選定委員につきましては、選定の透明性、公正性を図る観点から、大学教授、司法書士、中小企業診断士及び行政組織からの計4名で組織し、2回の選定委員会を経て、参考資料として添付しております報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところでございます。

その結果を受けまして、選定委員会にて非公募により優先交渉権者に選定された一般社団法人東和ふるさとセンターを、周防大島町サン・スポーツランド片添等の指定管理者に指定しようとするものでございます。

なお、指定期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間としております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第13号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 指定管理者制度も、もう20年近くになりますけれど、改めて、指定管理者制度の目的というところを端的に、簡単で結構なので、お答えいただきたいと思えます。

それと、この陸上競技場の事業、自主事業等、この優先交渉権者の会社が直接実施しているということでよろしいのかどうなのか、そこをまず御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） はじめに、指定管理者制度の目的でございますが、この指定管理者制度につきましては、行政サービスの効率化や住民サービスの向上を目的としております。

今回の業者が直接、自主事業等の実施をしているのか、実施をするのかというところですが、このたび選定された業者が、実際にこの陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理

の運営を行っていくということになります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 目的のところは、言われたように住民サービス、行政サービスの向上ですが、そのために効果的かつ効率的に、これ地方自治法の規定を、そのまま踏襲しているのですが、そこが中心になる、主体的な目的になるはずですけど、そういう前提で指定管理者も管理運営されているのだと思います。

今、優先交渉権者が直接管理運営している、実施しているということだったのですが、工事で言うところの下請という業者は、ここには入っていないということでもいいのか、改めて確認をさせてください。

これまでの実績、事業計画にも何かコロナ禍で云々ということも書いてありますけれど、地域活性化に寄与すべく全力で取り組む。これまでの前期の——というか今期になるのですか、直近の実績というのは、どういう状況なのか、そういう地域活性化に資するということで、どういところで効果が出ているのかというところを、端的に御答弁いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 小泉社会教育課長。

○社会教育課長（小泉 周三君） 先ほどの自主事業としての4事業につきまして、指定管理者が行う事業として行っておりますが、インストラクターにつきましては、委託業務として講師をお招きして、各事業に対して指導を行っているということでございます。

2つ目の質問であります直近の入館者数なり収入につきましては、利用者数につきましては、今手持ちの資料でありますのは、令和2年度から令和5年度までの資料を持っておりますが、陸上競技場、総合体育館を合計しまして、令和2年度につきましては1万918人の利用がありました。

令和5年度につきましては、コロナ禍ではありますが、徐々に数字を伸ばして2万5,054人ということで、コロナ禍が明けて、数字を伸ばしながら、約2倍の利用のお客様を招き入れたということになっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 利用者数は伸びているということでしょうけれど、この計画を見ると、令和8年度から令和12年度まで少しずつ利用料金収入が上がっている。これは、実績に基づくデータというよりは、目標値と、これまでほどは伸びないという計画なのか。その辺、伸びている割には控えめな目標値だという気もするのですが、利用者数を伸ばすためには、もちろん何か仕掛けが必要なので、それなりの事業展開も必要ですけど、その辺がないということな

のか。ある程度、横ばいなのか、それで希望的に少し増やしているのか、その辺のこの利用料金収入の根拠というのか、その辺は何か把握していることがあれば、教えていただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 小泉社会教育課長。

○社会教育課長（小泉 周三君） 議案説明資料つづりの18ページに載っております収支計画の中にあります利用料金の数値でございますが、先ほどのコロナ禍の4年間、5年間に比べて、倍増というまでには行きませんが、利用料収入として掲げておりますのは、施設の利用料を約250万円と見込みまして、その他の使用料として、施設館内にあります自動販売機なりコピー機の収入なりと合わせての数字で計画を立てたとお伺いしております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 先ほど一括上程ということで全体の説明をしていただいたのですが、こちらの周防大島町総合体育館の資料におきまして、18ページになりますけれども、優先交渉権者状況資料ということで資料がついておりますが、ほかのところは収支と言いますか、そういったものが事業概要として、決算が赤字であるとかどうだという資料がついているのですけれども、ここに関してのみ、その売上高となっているのは、何か特段の理由があるのでしょうか。経営が赤字なのかどうなのかというのが、売上高だけでは分からないので、どのように、この資料がほかのものと、書かれている項目が違う理由があれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 小泉社会教育課長。

○社会教育課長（小泉 周三君） ただいまの御質問ですが、御指摘がありました18ページの優先交渉権者状況資料につきましては、会社の事業概要が掲げてありまして、今回の指定管理を伺う昨年度までの実績は記載をしておりますので、その内容につきましては、今手持ちの資料がございませんので、去年なりおとしなりの周防大島町陸上競技場・周防大島町総合体育館の収支につきましては、改めてお答えしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 分かりかねたのですけれども。この議案ごとということで、周防大島町陸上競技場・周防大島町総合体育館だけのことで議論をしたいと思うところではあるのですが、おそらくほかの事業も、その指定管理の事業だけでの決算ではなくて、会社としての決算、この事業者にして大丈夫かということで、その事業者の事業全体での決算状況が資料としてついていると思っていたのですけれども、そこはどうなのでしょう。この売上高が事業概要として載っているというのは、これを基に会社としての決算は、特に審査の対象とせず、売上げだけを見て審査をしたと受け止めてよろしいのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 2 時 38 分休憩

午後 2 時 42 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。小泉社会教育課長。

○社会教育課長（小泉 周三君） 先ほどの私の答弁にありました、資料の 18 ページにあります優先交渉権者状況資料の事業概要の中の売上高につきましては記載のとおりですが、選定委員会におきましては、公募したこの会社から決算報告書を過去 3 年間にわたっていただいております。同じ資料の 15 ページをご覧くださいなのですが、各委員からの御意見の中に安定した経営、経営状況や基盤に関しては問題ない、決算報告書の中におきましては黒字の経営を母体とする会社については確認しておりますので問題ないと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7 番 白鳥 法子君） しっかり審査されているということが分かりましたが、この議案の説明資料として何を載せるべきかということにつきましては、また今後、しっかり考えていただけたらということをお願いしておきます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 14 号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8 番 田中 豊文君） 指定期間 1 年ですけれども、交流人口の拡大にあわせ、移住促進を促す交流から定住へを側面から支援できる施設という目標が掲げられております。まず、これまでの利用者の実績というのは、どのような状況になっているのか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 周防大島町ながうらスポーツ潜在型施設等の過去の実績ということで、今手持ちの資料が 3 年分ありまして、令和 4 年度が 6 万 1,485 件、令和 5 年度が 7 万 1,333 件、令和 6 年度が 6 万 7,145 件となっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8 番 田中 豊文君） これが継続されていくということなのかもしれませんが、この採点を見ると、600 点満点で 461 点、77% ぐらいの採点ですけれども、非公募であることを考えると、決して高い数値とは言えないと思うのですが、100 点満点で言えば 77 点であっ

たということについて、この評価につながったことは何だったのか、主な要因があれば、御答弁いただきたいと思います。

この施設は、事務局体制がどうなっているのか分かりませんが、住民からの問合せを再三問合せでも回答しなかった、無視したということもありましたけれど、事務局の体制ということに問題はないのか、その辺も把握しておられれば御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 点数が思わしくない理由というところですが、資料の中にも書いてありますように、財政状況があまりよくない、そこが大きな減点の1つでございました。

事務局体制は、住民からの問合せに、ずっと何もなかったというのは、おそらく情報公開の関係かと思うのですが、その辺もしっかり今回、確認をしておりますので問題ないと理解しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 財政状況がよくないというのは非常に何か致命的なことだと思うので、その辺は町としても大丈夫ということなのでしょう。だから1年なのかもしれません。

先ほどの回答がないという件は、いまだに回答がない。今後きちんとやりますと言われても、回答がないこと自体が継続しているのですから、きちんとやっていくと言われてもあまり信用できないというか、本当にやる気があるのであれば、今の時点までに、こういう理由で回答できませんでしたという理由があるはずですが、それがされていないから、このようにあえてこの場で申し上げているわけで、もう1回事務局体制を確認していただきたいと思いますので、もう1回、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 今の事務局体制ですが、前回の手続が既に終わったと勘違いしている模様なので、引き続けているということをしかり会社側に伝えて資料提出を促したいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第15号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 計画書に、経費削減よりも売上増を目指すという記載がありますが、最初に申しあげましたように、指定管理者制度は効果的・効率的な運営というのが柱で

すので、売上増は結構ですが経費削減を無視するというか、それよりも売上げ、それはそれで理にかなっているのかもしれませんが、公共施設として、経費削減は経費削減で取り組むべきだと思うのですが、この辺について、町としてはどういう感覚というか把握をされているのか、評価をされているのか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 経費削減について、温浴施設などでは、一番修繕費がかかっているのですが、しっかり施設の管理をして経費を削減していきますという形のもので、私達は理解しております。

また、指定管理者の制度は言われますように、公の施設を民間事業者の有するノウハウで活用することにより、効果的に効率的に対応していくことが目的なので、それに基づいてやってくださいということは伝えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私、経費削減と言いましたが、事業計画に、経費節減よりも売上増、集客増を基本とすると書いてあります。もちろん民間企業ではこれでいいと思うのですが、繰り返しになりますから言いませんけれど、公共施設ですから、やはり経費節減は経費節減でしっかり取り組んでもらわないといけない。事業計画にこのように書かれてあって、町としてもこれを認めたということは、経費削減は考えなくていいから、売上げをどんどん上げてほしいということなのかどうかということの認識を問うたものなので、そういった観点から、御答弁をもう1回お願いします。

以前、ここの排水は、公共下水道を使っていないということで、排水はどうされているのかということ町に聞いたのですが、いまだに御回答がありません。どういう経路で、どういう構造で排水されているのか。もう2か月前ぐらいの話で——1か月半か、この場で分かれば御説明ください。

現状は、何か露出の水路を通して排水されている。漁港内の道路に水がたまっているという状況もあるので、それが温泉の排水でなければ、それは自然の水なのでしょうからいいのですが、少なくとも公共下水道には流していないので、温浴施設の排水は、どのように処理されているのか、そこを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） まず、温浴施設の排水の行き先ですが、一月半も連絡がない、そのことは、まず先にお詫びしておきます。

温浴施設の排水は、下水道には流さずに、合併浄化槽に流しています。漁港に出ているのは雨

水が主だと、私達は認識しております。

先ほどの事業計画の中の費用節減よりも売上増、集客増を基本とするというところは、私どもからすると、若干、違和感があると感じておりますので、その辺は、もう1度事業者と話をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私が聞いたのは、合併浄化槽に流しているなら流している。露出なら露出で、その構造がどうなっているのかということで、今の御答弁では、ざっくりした話しか分かりませんので、また改めて、この場ではいいですから、図面等をもって説明をしてください。

漁港内に水がたまっているのは雨水だろうということですが、随分、天候のいい状態が続いたときに確認しているの、いつ行ってもたまっている状況なので雨水ではないと思いますが、地下水かもしれません。でも、上の露出の排水管を通して出てきていますので、雨水にしても、漁港内の道路の表面にたまるということは好ましくないの、その辺の対策は必要だと思うので、まず現状がどうなっているのかということ、別途教えてください。

もう1つ、評価点の中で、審査基準の4が一番低い点になっていると思うのですが、この理由、どういう点が評価を下げたのか、そこを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 審査結果の点数で大きく下げた要因は、これだというのは会議の中では出ていなかったと思いますので、もう1度、この点数に関しては中身を確認したいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村は、計画書の中に経費削減自体の記載が全くない。ここも同じで、経費削減について取り組む気がないのか、それとも何か別のところで、そういった削減策をお聞きになっているのか、確認されているのか。その辺を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 経費の削減につきましては、その施設のみならず全ての施

設について、できるだけ削減に努めてくださいというのは、日頃から申しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） それは当然のことですけれども、この計画書の中に、そういった計画がないということは、公共施設の指定管理者としてどうなのか。まして、この施設の代表者の方は、前町長ですので、指定管理者を生かさず殺さずといった人で、その指定管理者制度の厳しさは一番よく分かっているはずで、経費削減は避けて通れないということは言われなくても十分認識されているはずです。その中で経費削減について、具体的な方策がないというのは考えられないところがありますので、そこは町としても、もう1度確認をしていただかなければいけない。

言葉だけで経費削減をしますというのは誰でもできることで——具体的にどういった方法をもって経費削減をしていくのかというところを示さなければ——これで審査が通っているのそこは問題ないという判断なのでしょうけれど、この中で1つ2つ、経費削減の努力、工夫をする。そういった計画を盛り込まれるべきだと思いますが、その辺は、町としては、審査結果は出ているのでこれ以上の経費削減については指定管理者にお任せしますということによろしいですか。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 経費削減についてですが、経費の主なものは、人件費が大きいので、施設の運営自体もそのことについて、考えながら話しておりますので、全く経費削減を考えていないということではないと考えております。その辺は御理解いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今回、指定管理で管理してもらう施設についてですけれども、タイトルに、周防大島町サン・スポーツランド片添等とあるのですが、サン・スポーツランド片添だけで、テニス場と多目的グラウンドと駐車場の管理についての委託分と明確に捉えていいかどうか、まず教えてください。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 棟の中に周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランドが入ってしましてお風呂とスポーツ施設、駐車場という形です。逗子のキャンプ場、その辺が周防大島町青少年旅行村で、周防大島町サン・スポーツランド片添がグラウンドとテニスコートとかで、棟の中に遊湯ランドが入っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今回のこの議案第16号については、非公募のために仕様書など

も公開はおそらくされていないのだと思うのですが、ネットで検索した限り出てこないのですが、それ全体を、どのように管理してもらおうとしているかという町側の意図が全然見えないまま、指定管理を審査してここにしますということのみが書かれておまして、条例を見れば、それぞれの温浴施設でありますとか、周防大島町サン・スポーツランド片添でありますとか、逗子の周防大島町青少年旅行村がどういう趣旨の施設なのかというのは書いてはあるのですが、どういう趣旨でこれをまとめて、1つのところに非公募で指定管理を出すのかというところについて、初めからここがやっているからということで慣例的になってしまっている部分もあるかと思うのですが、町がどういう意図で、ここをどう管理してほしいのかという意図が全くこちら側に見えてこない状況に今あるということと思うのですが、今後でいいのですけれどもそういった資料を添付していただかないと、ここが適切な管理相手なのかどうなのかというところが見えてこないと思ったので、これは要望といいますか、意見になりますけれども述べさせていただきました。

○議長（荒川 政義君） 要望でいいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第13号周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定についてから、議案第16号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定についてまでの質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

福祉課の答弁漏れがございましたので、濱中福祉課長。

○福祉課長（濱中 靖夫君） 先ほど田中議員の質問で、こども誰でも通園制度の対象者数の答弁が漏れておりましたので、お答えさせていただきます。

生後6か月から3歳未満の人数が100名となっております。既に保育園に通われている方は除外ということで、70名の方がもう既に保育園に通われているので、この事業の対象者は30名となります。

以上でございます。（「田中議員、今のでいいですか」「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、12月12日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（岡原 伸二君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時10分散会
